

第8期 令和3年度～令和5年度
白井市高齢者福祉計画
白井市介護保険事業計画

目を配り、
手をさしのべる
しろいの生き生きプラン
～地域で支える高齢化～



Shiroy City

ごあいさつ

高齢期になっても
元気に過ごせるまちを目指して



白井市では、平成30年から人口が少しずつ減少に転じている一方、高齢者人口は増加を続けており、要介護・要支援認定者数についても増加傾向にあります。

しかしながら、その数は、第7期計画の推計値と比べ70名程少なく、市民皆様の健康への取り組みが元気な高齢者の増加につながっている状況です。

元気な高齢者が多く、介護保険のサービス利用が推計値ほど上昇していないことから、介護保険料については、第7期計画と同額を維持することができ、介護保険事業の健全運営に寄与しているところです。

現在、市の介護サービスは、入所による手厚い施設介護と、在宅生活を継続し、自分らしい生活続ける居宅介護の両方がバランスよく利用され、個々の希望に沿ったサービス提供が行われています。

また、多様化するニーズに対応できるよう、ミニデイサービスや住民主体の助け合い補助金といった市独自の制度を創設し、高齢者を支える環境が少しずつ向上しているところです。

第8期では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年、85歳以上人口が最大となる2040年に向けて、地域包括支援センターの運営強化、在宅医療・介護連携の推進、災害・感染症対策、介護人材対策など各種事業を展開するとともに、楽トレ体操や認知症予防講座などの介護予防により、元気高齢者の増加に努めてまいります。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました市民・事業者の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました白井市介護保険運営協議会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

白井市長 笠井 喜久雄

目 次

第1編 総 論

第1章 計画策定にあたって

- 第1節 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の位置付けと期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 白井市の高齢者の状況

- 第1節 人口等の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第2節 要介護者等の推移と今後の見通し・・・・・・・・・・・・ 6
- 第3節 市民・事業所アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・ 8
- 第4節 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 第5節 市の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 計画の基本的方向

- 第1節 基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第2節 目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3節 第8期計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第4節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第5節 白井市の日常生活圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 第6節 第8期における白井市の地域包括ケアシステムのイメージ図・・・・・ 19

第2編 各 論

第1章 地域包括ケアの推進

第1節 地域包括ケアシステムの強化

- 1 地域包括支援センターの運営強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 在宅医療・介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 認知症施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 生活支援体制整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 地域ケア会議の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第2節 相談体制・権利擁護の推進

- 1 情報提供・相談機能の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第2章 介護予防と社会参加の推進

第1節 介護予防の推進

- 1 集いの場づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 介護予防の普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 介護予防・生活支援サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第2節 高齢者の社会参加

- 1 就労・地域活動への参加促進・・・・・・・・・・・・・・42
- 2 地域での支え合いの促進・・・・・・・・・・・・・・43

第3章 在宅生活への支援

第1節 日常生活における支援

- 1 日常生活の支援・・・・・・・・・・・・・・46
- 2 外出の支援・・・・・・・・・・・・・・48
- 3 介護に取り組む家族等への支援・・・・・・・・・・・・・・49

第2節 安全・安心な体制づくり

- 1 生活の安全・安心の確保・・・・・・・・・・・・・・50
- 2 災害・感染症への対策・・・・・・・・・・・・・・51

第4章 介護保険事業の効果的な運営

第1節 介護保険サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・54

- 1 居宅サービス・・・・・・・・・・・・・・55
- 2 地域密着型サービス・・・・・・・・・・・・・・56
- 3 施設・居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・57
- 4 負担軽減サービス・・・・・・・・・・・・・・59
- 5 サービス別給付見込み・・・・・・・・・・・・・・60

第2節 適正なサービス利用・提供の推進

- 1 適正なサービス利用の推進・・・・・・・・・・・・・・62
- 2 介護サービスの質の向上・・・・・・・・・・・・・・64

第3節 健全な介護保険会計の運営

- 1 介護保険事業費の見込み・・・・・・・・・・・・・・65
- 2 介護保険の費用負担（財源構成）・・・・・・・・・・・・・・66
- 3 介護保険料の設定・・・・・・・・・・・・・・67

第4節 持続可能な事業運営に向けて

- 1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討・・・・・・・・・・・・・・69

第3編 資料 論

- 策定経過・・・・・・・・・・・・・・72



第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 策定の背景

～白井市の足跡と第8期計画に係る制度の動向～

- 白井市では、介護保険制度がスタートした平成12年に「目を配り、手を差しのべるしろいの生き生きプラン」をスローガンとして、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体的に策定しました。これ以降も、このスローガンを引き継ぎ、3年ごとに計画の見直しを行ってきました。本計画は、第8期の計画となります。
- 国は、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、社会保障改革を進め、介護保険事業においては、地域包括ケアシステム※の構築を段階的に進めてきました。第6期以降の市町村介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置付け、新たに介護予防・日常生活支援総合事業を創設するなど、保険者（市町村）には介護保険事業の総合的な推進が課せられるようになりました。
- 第7期（2018年度～2020年度）は、「地域共生社会」の実現に向けて医療・福祉制度の一体的な改正が進められた期間でもあり、市町村には、医療・福祉等の専門分野、行政と住民が連携して、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の別を超えた包括的なケア体制を構築することが求められるようになりました。
- 白井市では、現在、急速に高齢化が進む過程にあり、前期高齢者に比べ、後期高齢者の増加が顕著となる中で、地域包括支援センター2か所の増設や在宅医療・介護連携事業の推進、認知症防止対策の啓発、楽トレ体操を始めとする介護予防事業などに力を入れ、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。
- 第8期計画は、「2025年」を迎える最終段階に当たる計画であり、介護ニーズの高い85歳以上人口が最大になることが見込まれる「2040年」を見据えた準備段階へと移ってきています。このようなことを背景に、国は、第8期計画の基本指針を次のように定めています。

※地域包括ケアシステム：高齢になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けるための、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的なサービス提供体制。

■第8期計画の基本指針（要約）

厚生労働省「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

- 地域包括ケアシステムの基本的理念
 - ・自立支援、介護予防・重度化防止の推進
 - ・介護給付等対象サービスの充実・強化
 - ・在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
 - ・日常生活を支援する体制の整備
 - ・高齢者の住まいの安定的な確保
- 2025年及び2040年を見据えた目標
- 医療計画との整合性の確保
- 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業
- 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 認知症施策の推進
- 高齢者虐待の防止等
- 介護サービス情報の公表
- 効果的・効率的な介護給付の推進
- 都道府県による市町村支援並びに都道府県、市町村間及び市町村相互間の連携
- 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進
- 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 災害・感染症対策に係る体制整備

○白井市では、平成30年から総人口が減少に転じた一方、高齢者数は増加を続けており、高齢化率も年々上昇しています。国が示す「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」、「日常生活を支援する体制の整備」等は、白井市でも課題となっており、市のみならず、市民・事業者・福祉団体などとともに、一歩ずつ将来を見据えた高齢者支援体制の強化を図っていくものであります。

第2節 計画の位置付けと期間

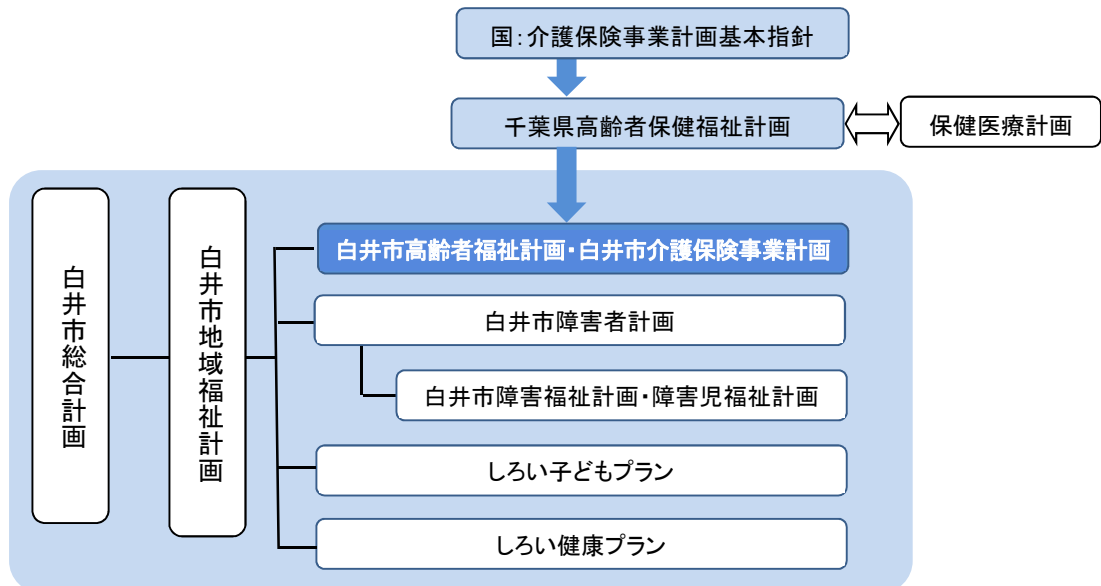
1 計画の位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

市の最上位計画である白井市総合計画、保健福祉分野の計画を共通の理念でつなぐ白井市地域福祉計画に基づく計画であり、白井市障害者計画、白井市障害福祉計画・障害児福祉計画、しろい子どもプラン、しろい健康プラン等、市の個別計画と関連する位置付けにあります。

また、同時期に策定される千葉県の高齢者保健福祉計画、保健医療計画とも整合を図り、策定しています。

■白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険計画の位置付け



2 計画の期間

計画期間は令和3年度から5年度までの3年間ですが、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、介護ニーズが高まる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）を見据えて策定しています。

■白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画の計画期間



第2章 白井市の高齢者の状況

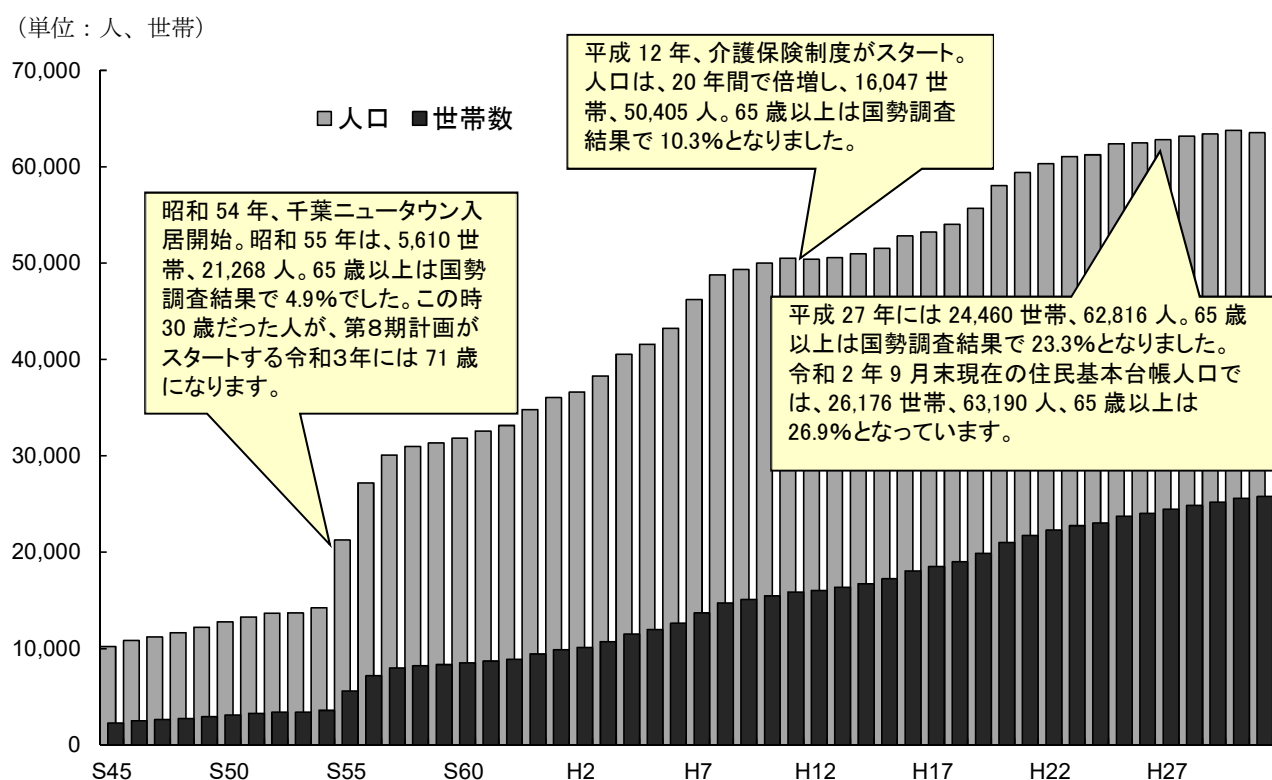
第1節 人口等の動向

1 これまでの推移

白井市の人口は千葉ニュータウン開発に伴って急増し、介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）には5万人、平成22年（2010年）に6万人を超えました。その後も増加を続け、令和2年（2020年）9月末現在の住民基本台帳人口は、6万3,190人となっています。

昭和55年（1980年）当時、人口の5%に満たなかった65歳以上の高齢者人口は、その後増加を続け、特に近年は、千葉ニュータウン地区の住民が次々に高齢期に入って人口の高齢化が一挙に進み、令和2年（2020年）9月末現在の高齢化率は、26.9%となっています。

■白井市の世帯と人口の推移（住民基本台帳人口より）

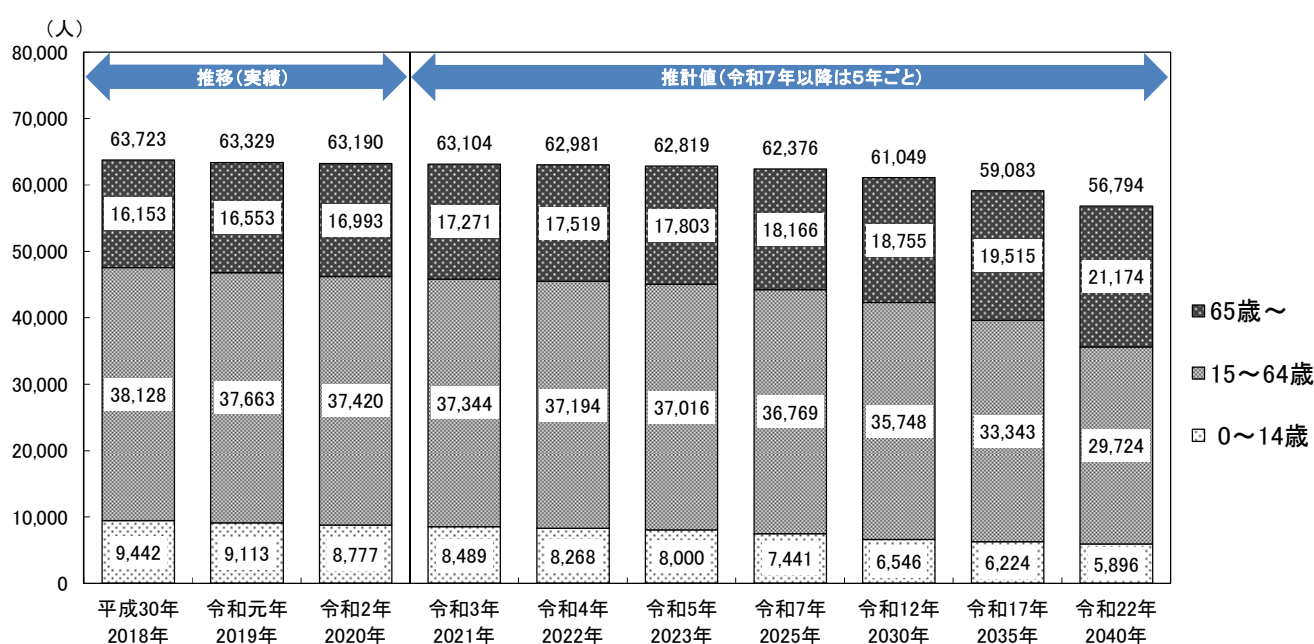


2 今後の見通し

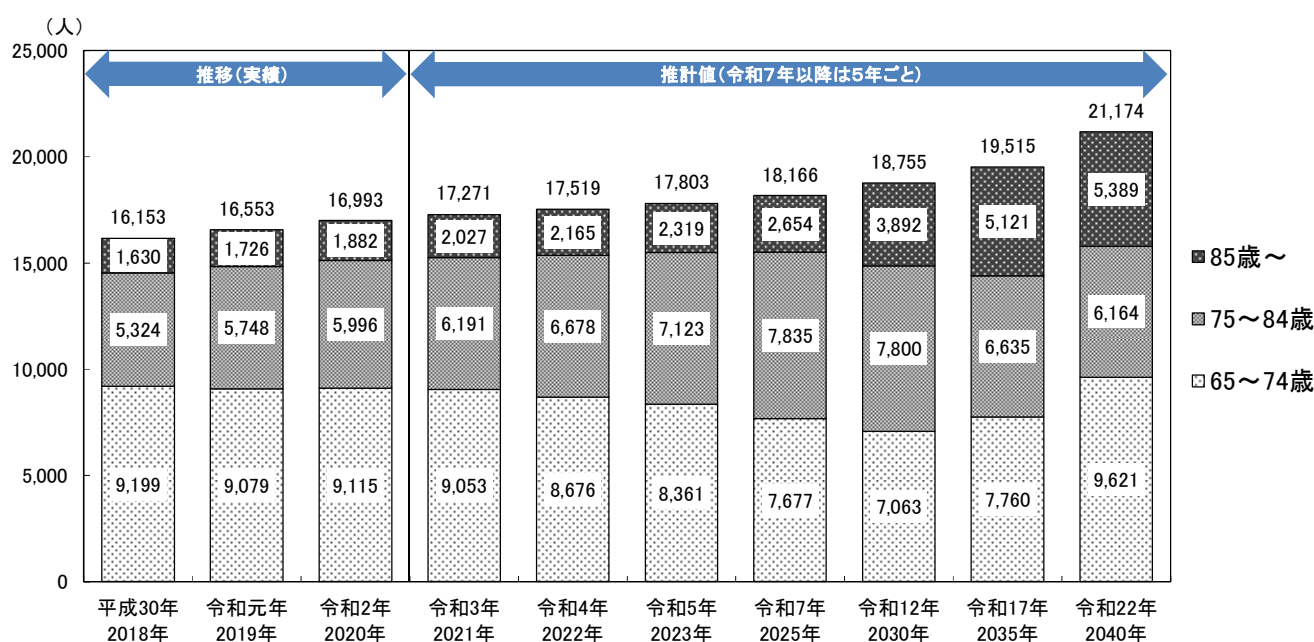
全国の人口は、平成20年（2008年）から減少傾向に転じ、今後も減少を続けていくことが予想されています。白井市では、平成30年（2018年）から減少に転じている一方、高齢者人口は増加傾向にあります。

今回、第8期計画の策定に係り行った人口推計では、令和5年（2022年）に6万2,819人、令和7年（2025年）は6万2,376人、令和22年（2040年）では5万6,794人となる見込みです。特に介護ニーズの高い85歳以上の人口は、令和22年に最大値となる見込みです。

■ 白井市の人口推計（住民基本台帳人口）



< 高齢者人口の内訳 >



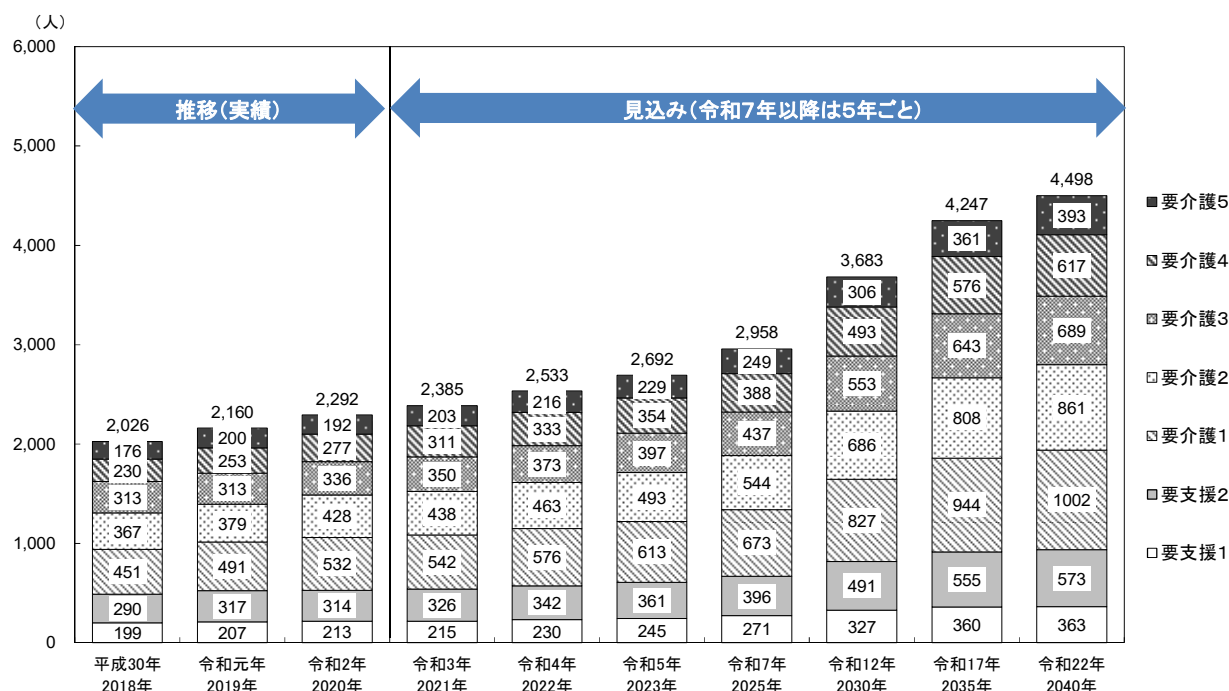
資料：白井市高齢者福祉課

第2節 要介護者等の推移と今後の見通し

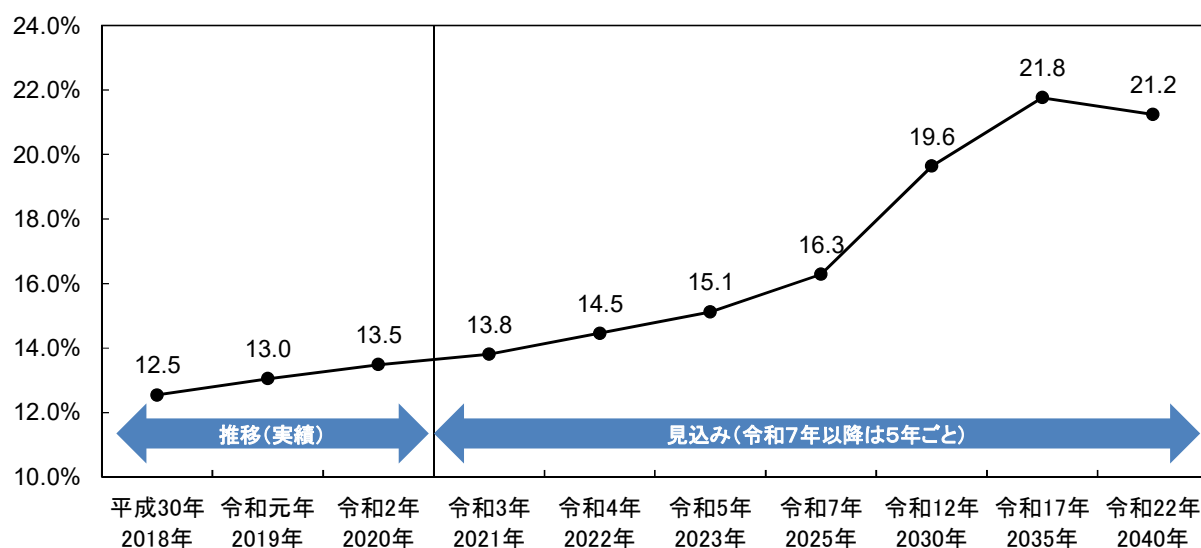
白井市では、高齢化とともに要介護・要支援認定者が年々増加してきました。

今後も、現在の性・年齢階級別の認定率のまま推移していくと仮定した場合、要介護認定者数は急速に増加し、令和5年に約2,700人、令和7年は約3,000人、令和22年には約4,500人まで増加すると見込まれます。

■白井市における要介護（要支援）認定者数の推移と見込み



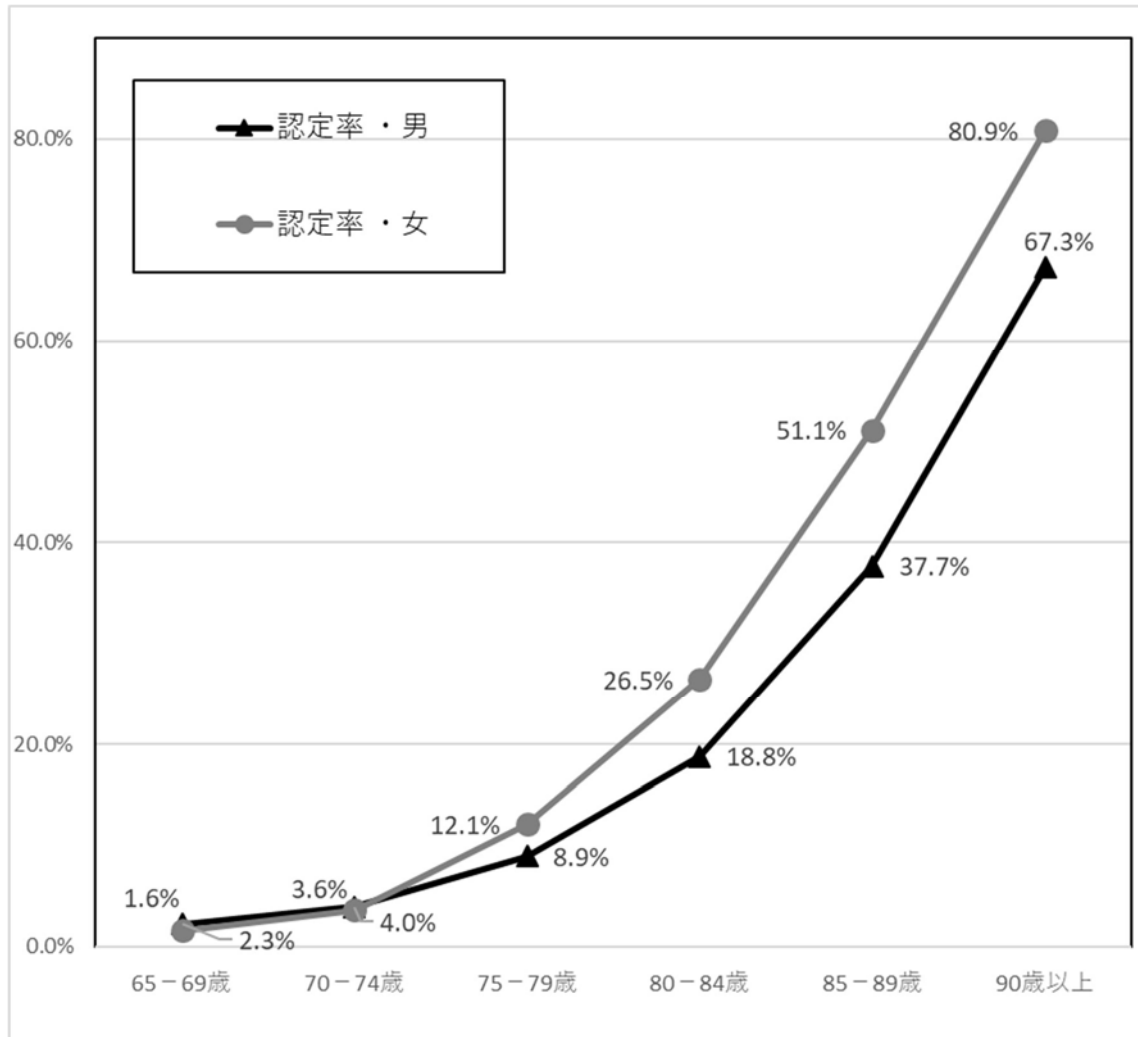
■白井市における要介護（要支援）認定率の推移と見込み



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

性・年齢階級別に認定率を見ていくと、加齢とともに認定率は高くなる傾向にあり、特に85歳以上になると介護ニーズが高まっていることが分かります。

■白井市における年齢階級別の認定率の変化



資料：介護保険事業状況報告（令和2年9月末時点）

第3節 市民・事業所アンケート調査の結果

1 実施概要

第8期計画の策定に当たり、令和2年1～2月に市民と事業者に対し、アンケート調査を実施し、高齢者等の生活の実態や介護人材の実態について、状況の把握を行いました。概要は、次のとおりです。

■調査の実施概要

調査区分		調査の目的と対象	配布数	回収状況
市民調査	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	一般高齢者（要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上市民）の生活の実態と意向の把握	2,500人 無作為抽出	1,920人 回収率 76.8%
	在宅介護実態調査	要介護高齢者（施設入所者を除く要介護認定を受けている市民）の生活と介護者の状況の把握	971人 全数調査	667人 回収率 68.7%
介護人材実態調査（事業所調査）		市内介護事業所の人材確保や経営状況、白井市の高齢者福祉に関する見解を把握	63事業所	44事業所 回収率 69.8%

2 結果から言えること（抜粋）

高齢者の生活の状況【市民調査】

- 年齢が高くなるにつれて介護・介助の必要性が高まるため、後期高齢者の増加に伴い、介護・介助ニーズの拡大が予想され、支援体制の充実が求められています。
- 高齢（特に85歳以上）になると、子ども世代等の家族と暮らすことで生活を維持していることが分かります。一方で、一般高齢者、要介護高齢者ともに単身者が2割程度おり、見守りや介護等の体制確保が必要となっています。
- 本市ではエレベーターのない集合住宅が多く、高齢者等の生活行動や介護サービス利用の支障になっており、在宅での生活を継続していくためには、2階以上での居住による支障を少しでも解消していくことが、課題となっています。

介護予防と地域活動【市民調査】

- 加齢とともに階段昇降がしにくくなり、「外出できるけどしていない」という人も増えていく傾向にあり、「できる」機能を維持していく努力を促すことが重要です。
- 外出の手段は、加齢とともに「自動車（人に乗せてもらう）」「タクシー」「病院や施設のバス」などが頼りになっており、移動支援の体制確保が課題となっています。
- 地域活動は、介護予防や支え合いの場として重要であり、いくつになっても参加できるような機会づくり、環境づくりを進めることが重要です。

- 一般高齢者の健康や介護予防への意識は極めて高く、与えられるのではなく、自分でできることについて、貢献・活躍できる集いの場があると良いとの意向も見られ、より主体的に参加できる環境や機会をつくっていくことが求められています。

認知症と相談窓口【市民調査】

- 要介護高齢者の過半数に認知症症状があり、認知症が本人・家族、支援者にとって大きな課題となっていることが分かります。認知機能の状態を把握し、早期に対応していくことが課題と言えます。
- 認知症関連の相談窓口等の認知状況は、未だ不十分な部分があり、相談窓口等の周知、気軽に相談できる環境づくりなどに取り組む必要があります。

在宅介護と終末期【市民調査】

- 介護者の約1割に、過去1年間で介護を理由とする離職があり、現在就業中の方の約2割が、今後も働きながら介護を続けることは難しいと感じています。介護による離職を回避できるような取り組みが重要と言えます。
- 要介護高齢者には、自宅で認知症と向き合っている本人・家族が多く、在宅サービス等を利用しながら、安心して日常を送れるような体制を充実していくことが重要です。主な介護者が高齢なケースも多く、介護者へのケアも重要となっています。
- 終末期に受ける医療について話し合う機会は未だ限られていることから、終末期の生活について考える機会をより拡充していくことが重要です。

介護人材等の状況【事業所調査】

- 介護職員については、高齢の職員、非正規職員が多く、若手職員の確保、人材の定着が大きな課題となっています。市内事業所では、ハローワークや人材紹介サービス等を活用して、人材確保の努力をしていますが、基幹となる職員体制にも余裕がない状況下で、対応を進めるゆとりがないというのが実情とも見られます。
- また、介護職員として、長く活躍できるような職場づくりを進めていくことも、重要と考えられます。

市の高齢者福祉の状況【事業所調査】

- 事業所から見ても、団地のエレベーター問題や移動手段の不足は高齢者の生活に係る大きな課題と認識されています。
- また、事業所は、市内に訪問系サービスと相談環境が不足していると見ています。

第4節 今後の課題

1 第8期計画の主な課題

アンケート結果や地域ケア推進会議、日々の業務における市民等からの意見を集約し、現在、市が直面している特徴的な課題を整理しました。

①高齢者の生活の場における問題

千葉ニュータウン開発により、昭和50年代に建設された団地においては、エレベーターがない建物が多く、加齢とともに身体的に外出しづらくなることから、生活に支障が出るケースがあり、在宅での生活を継続していくための支援が必要とされています。

②介護予防・重度化防止対策の推進

加齢による身体的・精神的な衰えにより、フレイル※や認知症につながる割合は高くなっていくため、高齢になっても元気に生活できるように、認知症や介護予防の対策が必要とされています。

③在宅介護・在宅での生活を維持するための支援

アンケートから自宅での生活を希望する高齢者が多く、また、家族介護においても、介護が負担となり、主な介護者が介護離職とならないよう少しでも家族の負担を減らすための支援が必要とされています。

④移送サービス・外出の支援

高齢になるほど足腰等の衰えから外出しづらくなり、病院への通院、買い物などにおけるサポートへのニーズが強くなっており、少しでも解消していくための支援の拡充が必要とされています。

⑤介護職員等の人材不足の対策

介護職員等については、国の介護職員等処遇改善施策により、これまでより給与の改善が図られているところですが、不規則な勤務体制などから、他の業種に比べると離職率が高い傾向にあり、介護職員・ケアマネジャーなどの慢性的な人材不足につながっているため、人材不足対策や定着支援が必要とされています。

⑥訪問介護サービスの不足

市内のヘルパー不足が顕著となっており、在宅での生活を継続していくためにも、訪問介護サービスの拡充が必要とされています。

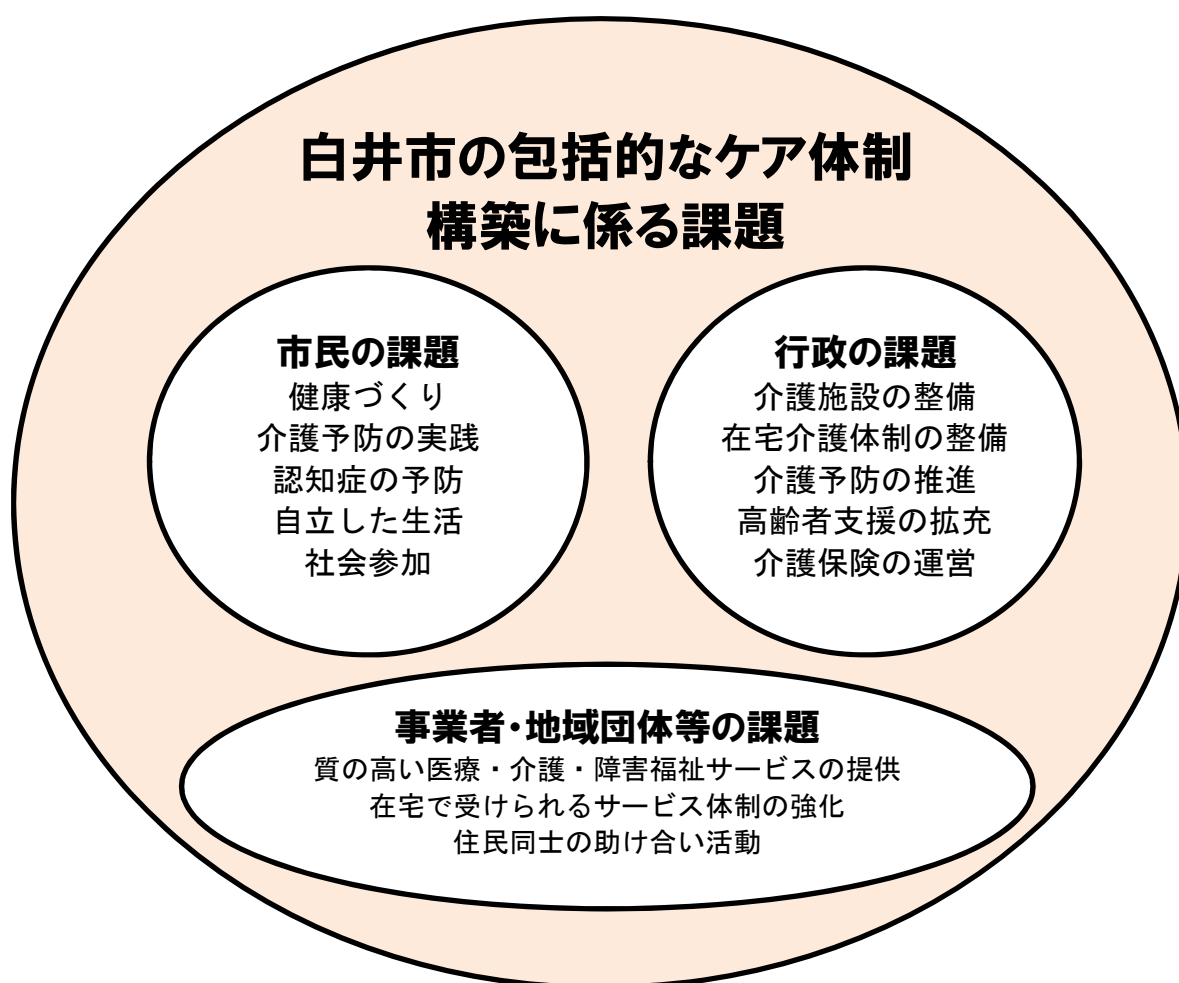
※フレイル：加齢により心と身体の機能が衰えた状態を示す用語です。進行すると介護が必要になる可能性があり、適切な対処で改善が見込める状態を指します。

⑦介護サービス事業所への支援

度重なる制度改正により、介護制度の仕組みが複雑になっており、介護サービス事業所において、どこまでのサービス提供が可能なのかなど、混乱するケースも多いため、事業所へのアドバイスや支援が必要とされています。

2 長期的な課題

白井市においても、全国と同様に高齢化が進んでおり、既に超高齢社会に突入しています。団塊の世代が75歳以上になる2025年、85歳以上人口が最大となる2040年を見据え、市民、行政、事業者・地域団体等がそれぞれの課題に取り組みながら、「高齢になっても住みやすいまち」を包括的に作り上げることが求められています。



第5節 市の取り組み

1 第7期の主な取り組み

第6期と比較し、第7期において、進められた主な取り組みは次のとおりです。

①地域包括ケアシステムの深化・推進

●医療と介護の連携体制の構築

- しろい在宅医療フォーラムの開催
- 在宅医療と介護サービス事業所の情報共有ネットワークの構築の促進
- 市内3病院、医師会と市が協定を締結し、在宅医療患者が緊急時にスムーズに市内医療機関につながる体制の整備
- 多職種連携の研修会の開催
- 「救急医療情報キット」の普及促進

●認知症施策の推進

- 認知症初期集中支援チームの設立
- 白井市認知症ガイドブックの作成
- 本人・家族支援の場づくりのための認知症カフェ・家族介護教室の開催

●地域ケア会議の運営

- 自立支援型地域ケア会議の開催

②自立支援のための介護予防の推進

●介護予防事業の推進

- 「しろい楽トレ体操」の普及

●介護サービス事業者・従事者の支援

- 「就労とボランティアのマッチングイベント」の開催

③生活支援サービスの充実

●ミニデイサービスの設立

- 軽度者向けの通所型サービスの設立

●住民主体の助け合い活動の支援

- 助け合い活動に対する補助制度の設立

④地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

●地域での支え合いの促進

- 「しろい高齢者みまもりネット」、「お元気みまもり事業」の充実

●終活支援の取り組み

- 終活支援講座の開催
- 終活支援ノートの作成・配布

⑤介護保険事業の効果的な運営

●介護サービスの質の確保

- 市内介護サービス事業所に対する実地指導の実施
- 給付適正化事業の実施

2 第8期に求められる取り組み

第7期までの取り組みの他に、第8期において求められている主な取り組みは次のとおりです。

①地域包括ケアの推進

●地域包括支援センターの運営強化 (P22)

◦市直営の担当圏域の運営を委託し、基幹型センターの機能を強化

●在宅医療・介護連携の推進 (P24)

◦ICT※¹を活用した医療・介護従事者等の情報連携の推進

●認知症施策の推進 (P25)

◦認知症に関する情報の普及啓発や認知症パートナー※²による活動の推進

●住民主体の助け合い活動の推進 (P27)

◦助け合い活動を行う住民団体への助成

②介護予防の推進

●介護予防事業の推進 (P36)

◦サロン・楽トレ体操など住民主体による介護予防の推進

◦介護予防事業と保健事業の連携による一体的な健康づくりの推進

③在宅生活への支援

●外出支援の充実 (P48)

◦外出支援サービス拡充に向けた検討

●災害・感染症対策 (P51)

◦新型コロナウイルス感染症に係る市民・介護サービス事業者への支援

④介護保険事業の運営

●介護人材対策 (P64)

◦介護福祉士実務者研修等の補助の拡充

◦介護人材に関する情報提供

●訪問介護事業所への支援 (P55)

◦訪問介護事業所に対する経営等の支援

●介護サービス事業所への支援 (P64)

◦介護サービス事業所等への相談・情報提供

※¹ICT：「Information Communication Technology」情報通信技術。

※²認知症パートナー：認知症の知識を深め、認知症の人や家族の理解者として活動する人。

第3章 計画の基本的方向

第1節 基本理念と基本目標

白井市第5次総合計画では、「安心」「健康」「快適」を基本理念としています。高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、この基本理念に基づき、高齢者福祉分野の計画として位置付けます。

第8期計画においても、これまでの考え方を継承し、市民とともに将来に向けて高齢者が住みよい地域づくりを進めていくこととします。

<計画のスローガン>

目を配り、手を差しのべる

しろいの生き生きプラン



<基本目標>

地域で支える高齢化

市民一人ひとりが介護予防に取り組み、高齢になっても、要介護になっても地域での助け合いにより、安心して生き生きとした自分らしい生活が続けられるよう「地域包括ケアシステム」が充実したまちづくりを目指します。

第2節 目指す将来像

介護ニーズが高くなる85歳以上人口が最大となる令和22年（2040年）に向けて、白井市の目指すべき高齢者と地域の将来像は、次のとおりです。

令和22年(2040年)の白井市の高齢者像・地域像

【積極的な介護予防と社会参加】

- 市民は、若い頃から健康づくりに取り組み、高齢期を迎えると日頃からウォーキングや楽トレ体操などの介護予防に積極的に取り組んでいます。
- 高齢になっても自分に合う仕事をしたり、地域の中で趣味やスポーツ活動、地域活動に組み込み、健康と生きがいを維持しながら、生涯現役社会を楽しんでいます。

【地域での支え合い】

- 隣近所、地域の住民同士で、見守りや声かけ、生活上の困りごとを助け合うなど、各自が自分にできることに取り組むことで地域で支え合うまちになっています。
- 地域活動や商店などの創意工夫により、買い物や食事の確保、移動支援、緊急時の支援などが確保され、安心で、出かけるのが楽しいまちです。

【自分らしい生活の継続】

- 医療・リハビリ・介護・生活支援・障害福祉サービスが一体的にマネジメントされ、認知症になっても、終末期を迎えても、自分らしい生活を続けることができます。
- 介護が必要になっても、訪問・通い・短期宿泊等のサービスを利用して在宅生活を続けることができ、介護者も自らの生活と仕事を無理なく続けられます。
- 自宅での生活を基本としながら、心身状況や家族の状況などに応じて高齢者向け住宅、グループホームなどを利用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

【持続可能なまち】

- 介護予防、地域での支え合い、有効なサービス利用、介護給付の適正化等により個人・社会の費用負担が抑えられています。
- 医療・介護・障がい福祉サービスが良好に育まれ、福祉が魅力的な就業の場となるとともに、思いやりあふれる心豊かな社会づくりにつながっています。
- 災害や感染症への体制が確保されており、高齢者が安心して生活しています。

第3節 第8期計画の基本方針

目指す将来像の実現に向けて、第8期計画においては、次の4つの基本方針を基に施策を展開していきます。

基本方針Ⅰ 地域包括ケアの推進

- 地域包括支援センターの運営を強化し、市民・市・事業者・地域団体・各専門機関のネットワークを生かしながら、地域包括ケアの推進を図ります。
- 高齢になっても住みやすいまちを築くため、それぞれの市民にとって必要な福祉情報を提供していくとともに、相談しやすい環境づくりを進めることで、生活課題の把握と支援に努めていきます。

基本方針Ⅱ 介護予防と社会参加の推進

- 市民が積極的に日々の介護予防・健康づくり活動に取り組んでいけるよう、知識や実践方法の普及啓発、介護予防や地域交流のための通いの場の充実をはじめ、各種支援を進めていきます。
- 高齢者が要支援状態になっても、住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、自立支援に向けたケア等の推進、日常生活を支えるサービス提供体制の充実を図ります。
- 高齢になっても、仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持していけるよう、様々な参加機会の確保を進めます。

基本方針Ⅲ 在宅生活への支援

- 在宅での生活を続けていくためには、介護給付以外の生活支援サービスも必要であり、外出支援など求められているサービスの検討・提供を進めます。
- 介護保険の認定状況に関わらず、必要な時に必要な支援が受けられるよう、民間の団体や地域住民と連携して、福祉サービスや助け合い活動の充実を進めます。
- 災害や感染症の影響を極力少なくし、継続して安心した生活が続けられるよう緊急時の体制づくりを進めます。

基本方針Ⅳ 介護保険事業の効果的な運営

- 保険者として、介護保険サービスの効果的な提供、介護保険会計の健全な運営を進めるとともに、計画の進捗管理など将来に向けて、課題に1つずつ対応していけるよう、介護保険事業の適切な運営に努めます。

第4節 施策の体系

目指す将来像の実現に向けて、第8期計画においては、4つの基本方針を基に以下の施策を進めていきます。

考え方	基本方針	施 策	
【基本理念】 地域で支える高齢化 【スローガン】 目を配り、手を差しのべるしるいの生き生きプラン	第1章 地域包括ケアの推進	第1節 地域包括ケアシステムの強化	1 地域包括支援センターの運営強化
			2 在宅医療・介護連携の推進
			3 認知症施策の推進
			4 生活支援体制整備の推進
			5 地域ケア会議の運営
	第2章 介護予防と社会参加の推進	第2節 相談体制・権利擁護の推進	1 情報提供・相談機能の充実
			2 権利擁護の推進
		第1節 介護予防の推進	1 集いの場づくりの推進
			2 介護予防の普及啓発
			3 介護予防・生活支援サービスの推進
	第3章 在宅生活への支援	第2節 高齢者の社会参加	1 就労・地域活動への参加促進
			2 地域での支え合いの促進
		第1節 日常生活における支援	1 日常生活の支援
			2 外出の支援
			3 介護に取り組む家族等への支援
	第4章 介護保険事業の効果的な運営	第2節 安全・安心な体制づくり	1 生活の安全・安心の確保
			2 災害・感染症への対策
		第1節 介護保険サービスの推進	1 居宅サービス
			2 地域密着型サービス
			3 施設・居住系サービス
			4 負担軽減サービス
		第2節 適正なサービス利用・提供の推進	1 適正なサービス利用の推進
			2 介護サービスの質の向上
		第3節 健全な介護保険会計の運営	1 介護保険事業費の見込み
			2 介護保険の費用負担（財源構成）
		第4節 持続可能な事業運営に向けて	3 介護保険料の設定
			1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

第5節 白井市の日常生活圏域

○介護保険事業の推進にあたっては、日常生活圏域ごとに必要とされる介護サービスを確保していくことを国は求めており、高齢者の生活の継続性や介護資源の確保等の観点から、人口2～3万人程度で1圏域として設定しています。

○市では、2つの日常生活圏域を設定し、高齢者への支援機能の充実を図るとともに、市民自治や地域防災体制、地域福祉活動などとの連携を図りながら、地区レベル、徒歩圏レベルの支え合いの体制づくりを進めていきます。

■日常生活圏域の概況（人口と高齢化率）

		人 口		
			うち高齢者人口（65歳以上）	
A圏域	白井第一小学校区	6,770 人	1,882 人	27.8%
	白井第二小学校区	3,187 人	1,056 人	33.1%
	南山小学校区	7,327 人	2,251 人	30.7%
	池の上小学校区	6,101 人	2,200 人	36.1%
	桜台小学校区	6,905 人	1,440 人	20.9%
	計	30,290 人	8,829 人	29.1%
B圏域	白井第三小学校区	9,557 人	2,261 人	23.7%
	大山口小学校区	7,903 人	2,023 人	25.6%
	七次台小学校区	5,908 人	1,156 人	19.6%
	清水口小学校区	9,631 人	2,518 人	26.1%
	計	32,999 人	7,958 人	24.1%
市全体		63,289 人	16,787 人	26.5%

資料：白井市（令和2年4月1日現在）

体制づくりの視点

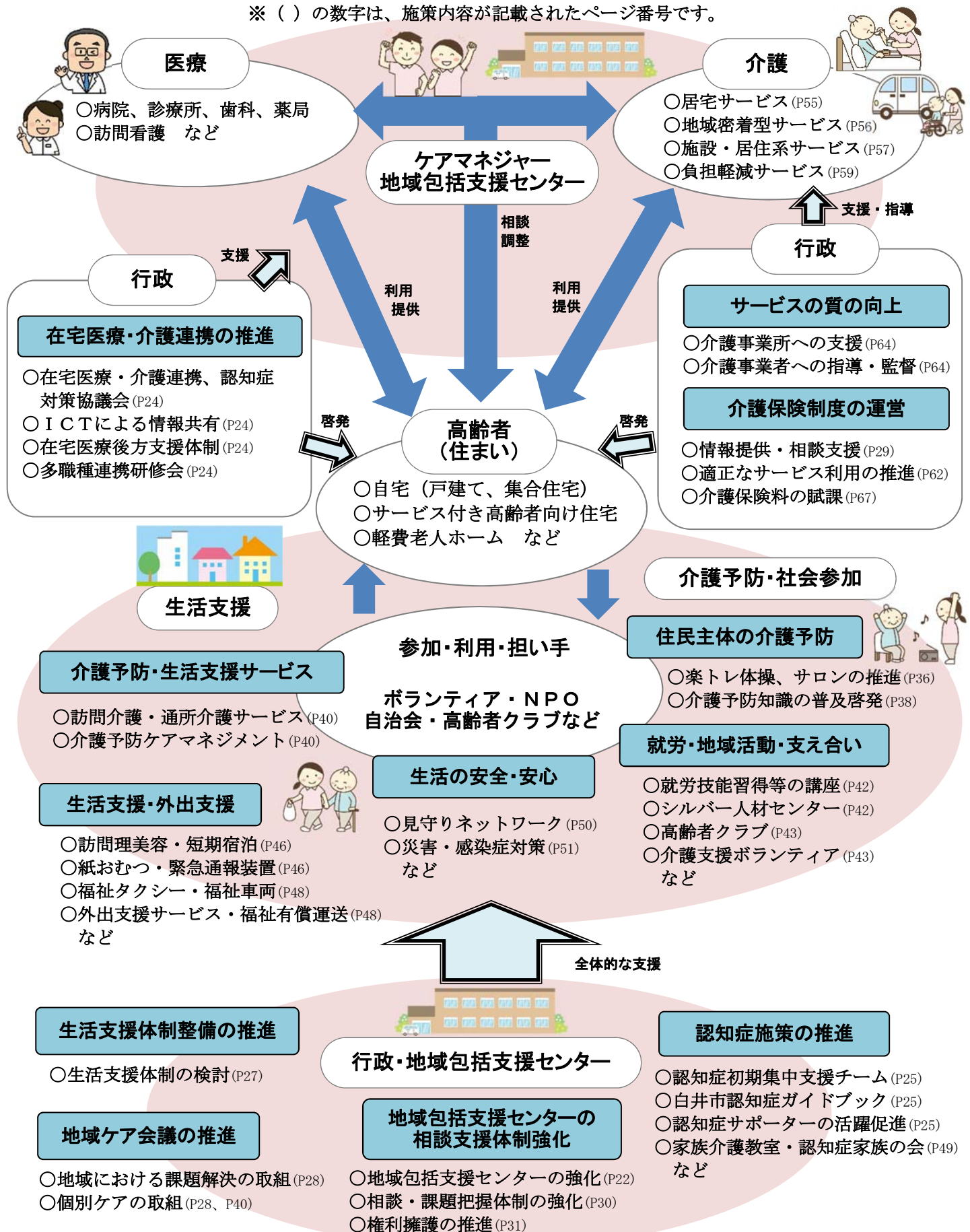
○介護・福祉資源※がバランスよく確保されているか？

○それぞれの圏域内において必要な介護・福祉資源が、面的・有機的に構築されているか？

※介護・福祉資源：介護・福祉に関してのサービス、制度、人材、団体、企業などの資源をまとめて総称する用語です。

第6節 第8期計画における白井市の地域包括ケアシステムのイメージ図

※（ ）の数字は、施策内容が記載されたページ番号です。



施策内容の見方

1 地域包括支援センターの運営強化

施策名

現状と課題

- 市では現在、市直営及び法人への委託により3か所の地域包括支援センターを設置し、担当圏域の高齢者への総合相談支援、権利擁護支援、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの業務にあたっています。
- 各地域包括支援センターの相談支援件数は年々増加しています。団塊の世代が75歳以上になる2025年、85歳以上人口が最大となる2040年に向けて取り組みを一層充実させていくためには、市直営の役割を整理し、機能強化を図る必要があります。

-
- **施策内容に関する「現状の取り組み」、市民の意見やアンケート調査などから把握された「課題」を記載しています。**

今後の主な取組

- 第8期においては、市直営の役割を整理し、基幹型センターや地域包括ケアシステムの構築のための中核機関としての機能を強化します。

-
- **計画期間(3か年:2021~2023)における市の「取り組み」を記載しています。**

数 値 指 標		単位	実績			見込み		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
全 域	基幹型センター	か所数	1	1	1	1	1	1
担 当 圏 域 別	地域包括支援センター(直営)	か所数					0	0
	地域包括支援センター(委託)	か所数	2	2	2	2	3	3

市の取り組み状況を把握するため、数値による指標を年度ごとに設定しています。

※2019~2021年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を中止、延期、縮小したことから、数値が大幅に減少したものがあります。

※2020年度は、実績の見込み値となり、実際の数と異なる場合があります。



第2編 各 論

第 1 章

第 1 章 地域包括ケアの推進

第 1 節 地域包括ケアシステムの強化

- 1 地域包括支援センターの運営強化
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援体制整備の推進
- 5 地域ケア会議の運営

第 2 節 相談体制・権利擁護の推進

- 1 情報提供・相談機能の充実
- 2 権利擁護の推進

第1章 地域包括ケアの推進

第1節 地域包括ケアシステムの強化

施策

- 1 地域包括支援センターの運営強化
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援体制整備の推進
- 5 地域ケア会議の運営

1 地域包括支援センターの運営強化

現状と課題

- 市では現在、市直営及び法人への委託により3か所の地域包括支援センターを設置し、担当圏域の高齢者への総合相談支援、権利擁護支援※、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントの業務にあたっています。
- 直営型地域包括支援センターは、センター間の総合調整や処遇困難事例等の後方支援などを行う「基幹型センター」の機能を兼ねているほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた各種事業に取り組んでいます。
- 毎年度運営に関する自己点検評価を行い、地域包括支援センター運営協議会に諮って意見を聴取するなど、質の向上に努めています。
- 各地域包括支援センターの相談支援件数は年々増加しています。団塊の世代が75歳以上になる2025年、85歳以上人口が最大となる2040年に向けて取り組みを一層充実させていくためには、市直営の役割を整理し、機能強化を図る必要があります。

今後の主な取組

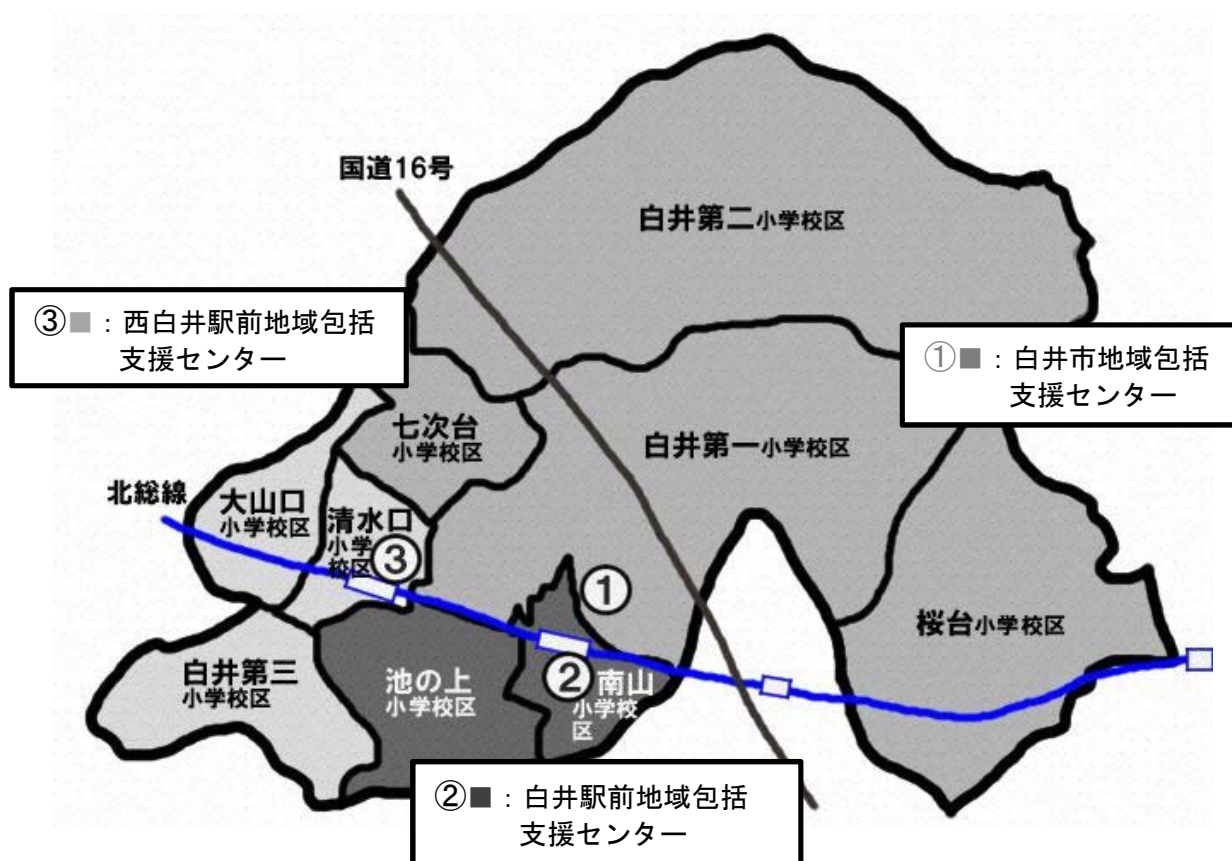
- 第8期においては、市直営の役割を整理し、基幹型センターや地域包括ケアシステムの構築のための中核機関としての機能を強化します。
- 市直営の担当圏域の運営を委託型に移行し、高齢者への支援体制の強化を図ります。
- 基幹型センターには専門職を配置し、3か所の地域包括支援センターの総合調整・処遇困難事例等の後方支援・研修・運営評価などを行うことにより、相談支援力の向上を図り、市全体の高齢者への相談支援体制を強化します。

数 値 指 標		単位	実績			見込み		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
全 域	基幹型センター	か所	1	1	1	1	1	1
担 当 圏 域 別	地域包括支援センター（直営）	か所					0	0
	地域包括支援センター（委託）	か所	2	2	2	2	3	3

■地域包括支援センターの担当地域の概況（人口と高齢化率）

		人 口		
			うち高齢者人口（65歳以上）	
白井市地域包括支援センター	白井第一小学校区	6,770 人	1,882 人	27.8%
	白井第二小学校区	3,187 人	1,056 人	33.1%
	七次台小学校区	5,908 人	1,156 人	19.6%
	桜台小学校区	6,905 人	1,440 人	20.9%
	計	22,770 人	5,534 人	24.3%
白井駅前地域包括支援センター	南山小学校区	7,327 人	2,251 人	30.7%
	池の上小学校区	6,101 人	2,200 人	36.1%
	計	13,428 人	4,451 人	33.1%
西白井駅前地域包括支援センター	白井第三小学校区	9,557 人	2,261 人	23.7%
	大山口小学校区	7,903 人	2,023 人	25.6%
	清水口小学校区	9,631 人	2,518 人	26.1%
	計	27,091 人	6,802 人	25.1%
市全体		63,289 人	16,787 人	26.5%

資料：白井市（令和2年4月1日現在）



※権利擁護支援：加齢に伴う心身の変化が生じて、高齢者が安心して生活する権利（心身の安全や財産）を守るための支援。高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用支援など。

2 在宅医療・介護連携の推進

現状と課題

- 高齢化が進展し、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が予測される中で、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の連携の推進が求められています。
- 平成29年度に「白井市在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会」を設置し、在宅医療・介護連携や認知症対策の現状把握、課題抽出、対応策の検討に取り組んでいます。
- 今後は、介護予防、リハビリテーション、医療的ケアが必要な在宅者への対応力を強化するとともに、本人が希望すれば在宅看取りが選択できるよう切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の整備を目指すことが求められています。
- 高齢者が医療・介護サービスなどを利用することにより在宅療養が可能であることを理解できるよう、市民に向けて広く普及啓発を行うことも重要です。

今後の主な取組

- 白井市在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会の課題別検討部会で、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り体制の推進、災害時や感染症対策について具体的な検討を進めていきます。
- 多職種連携研修を実施し、多職種間における顔の見える関係性の構築、専門職のスキルアップを目指します。
- 在宅医療の相談窓口でもある地域包括支援センターの周知に取り組み、相談支援体制を整えます。
- 在宅医療後方支援体制の充実、連携のためのルールづくり、情報共有ツールとしてのICTの活用など、医療と介護の連携体制を強化していきます。
- 救急要請時の情報連携に役立つ「救急医療情報キット」の普及に取り組みます。
- 在宅医療や在宅看取り、人生の最終段階における意思決定支援に対する市民の理解が促進されるよう、終活支援講座やフォーラム開催等の普及啓発を継続します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
多職種連携研修会	回	4	3	1	4	4	4
救急医療情報キット活用実績	%	13.8	23.8	24.0	24.5	25.0	25.5
在宅医療後方支援制度活用実績	人	—	2	4	4	6	6

3 認知症施策の推進

現状と課題

- 市では、後期高齢者の増加とともに認知症高齢者の増加が見込まれる中で、認知症予防の推進、認知症の状態に応じた体制づくり、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域づくりを柱に、認知症初期集中支援チームの設置や認知症対策連絡会等を通して、認知症周知啓発や認知症カフェ開催等、家族支援や本人支援につながる体制づくりを進めています。
- 今後も、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を築くためには、「共生」と「予防」を意識した施策の展開が必要となってきます。
- これまで築いてきた取り組みの充実を図り、認知症に関する周知啓発を継続して行っていくとともに、認知症の人や家族を地域で支える仕組みづくりを強化していくことが重要です。

今後の主な取組

- 「白井市認知症ガイドブック」の配布により、元気なうちから認知症に関する情報が得られるよう普及啓発を行います。
- 認知症初期集中支援チームの活動を通して、医療・介護間の連携を深め、個別支援の充実を図ります。
- 地域全体で認知症の人や家族を支えられるよう、多世代多機関に向け、認知症サポーター養成講座を行います。
- 認知症パートナーの活動を広げ、各地域で認知症の人や家族を見守る仕組みづくり（チームオレンジ等）を進めていきます。
- 認知症高齢者本人が、認知症について話すことができる「認知症カフェ活動」を定着させ、本人の視点を認知症施策事業の企画や評価に反映させる方法について検討します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
認知症ガイドブック配布数	冊	1,000	1,000	1,500	1,000	1,000	1,000
認知症初期集中支援チーム 検討委員会の開催数	回	2	2	2	2	2	2
認知症サポーター養成講座 開催数	回	18	17	6	20	20	20
認知症パートナー活動数	チーム	—	—	2	3	5	10

4 生活支援体制整備の推進

現状と課題

- 地域包括ケアシステムの構築と地域福祉の推進のために「地域ぐるみネットワークふれあい会議」を開催し、市内各所で集いの場の開設や、しろい高齢者みまもりネット、お元気みまもり事業、住民主体による買い物支援バス運行、生活支援サービスを行う団体の創設へとつなげてきました。
- これまでの取り組みを継続して推進していくとともに、生活支援コーディネーター※がつなぎ役となり、生活支援の体制を市内全域に広げていくことが重要です。
- アンケート結果では、「ボランティアによる助け合い活動に参加意向を持っている」と回答した人が、前期高齢者に3割、85歳以上に1割いたことから、参加意欲のある人達を参加につなげていくこと、困ったときは皆で助け合う「互助」の啓発を広げ、活動を活発にしていくことが課題です。

今後の主な取組

- 令和2年度に創設した「白井市助け合い活動支援補助金」を活用し、ゴミ出し、掃除、買い物代行など、多様なサービスを行う団体を支援していきます。
- 生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の地域資源・活動の創設について住民と一緒に検討し、担い手の確保に努めます。
- 生活支援体制整備における会議で、地域包括支援センターと生活支援コーディネーター、医療・福祉事業所、各種地域団体との連携を強化し、課題の把握や将来に向けて、生活支援の体制を検討していきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
生活支援コーディネーターの関わりにより創設された資源・活動数	か所	12	14	14	15	17	19
助け合い活動支援補助金の申請件数	団体	—	—	0	3	5	7
しろい高齢者みまもりネット協力事業者数	か所	126	125	125	127	129	131
お元気みまもり事業利用登録者数	人	24	29	46	55	65	75
お元気みまもり事業パートナー人数	人	42	51	60	70	80	90

※生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

5 地域ケア会議の運営

現状と課題

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつです。
- 地域ケア個別会議として、自立支援に向けたテーマを扱う「自立支援型地域ケア会議」、より良い個別支援策を検討する「課題支援型地域ケア会議」、高齢者と直接関わっている関係者が、高齢者の見守りや支え合いについて話し合い、ネットワークを構築する「ご近所支え合い会議」を開催しています。
- 地域ケア推進会議として、地域包括支援センター運営協議会の地域包括ケアシステム構築に関する議論を行っているほか、高齢者の相談支援や介護予防に携わっている専門職による「地域ケア推進ワーキング会議」を実施し、個別課題を集約して地域や市の課題を明らかにし、必要な施策を検討しています。
- 高齢になるほど、徒歩圏程度の範囲での参加・活動環境づくりを求める要望が強く、生活に身近な地域での見守り・支え合い体制を形成していくことが重要となっています。

今後の主な取組

- 「自立支援型地域ケア会議」を定期開催するとともに「課題支援型地域ケア会議」を必要時に開催します。
- 生活に身近な地域においては、今後も各地域包括支援センターが主催して「ご近所支え合い会議」を必要時に開催していきます。
- 「地域ケア推進ワーキング会議」や「地域ケア推進会議」を通じて、多機関・庁内連携を深め、より総合力のある地域包括ケアシステムの強化を進めます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
ご近所支え合い会議開催数	回	1	0	2	6	6	6
自立支援型地域ケア会議開催数	回	13	10	9	12	12	12
課題支援型地域ケア会議開催数	回	7	5	1	3	3	3
地域ケア推進ワーキング会議・地域ケア推進会議開催数	回	3	2	3	2	2	3

第2節 相談体制・権利擁護の推進

施策

- 1 情報提供・相談機能の充実
- 2 権利擁護の推進

1 情報提供・相談機能の充実

(1) 情報提供の充実

現状と課題

- 健康福祉・介護保険関連の情報提供について、白井市では、市民向けの「保健福祉ガイドブック」、高齢者向けのサービスや資源、地域包括支援センターを紹介する「地域包括ケアガイド」、介護保険関連冊子等（制度解説、介護保険事業者一覧・マップ等）を作成・配布しているほか、広報紙やホームページにおいても情報提供を行っています。ホームページには、介護予防の情報コーナーを設置しています。
- アンケート結果によると、地域包括支援センターの認知度は低く、継続的に周知していく必要があります。
- 「高齢者は情報収集が難しいため、市事業の周知に力を入れてほしい」、「わかりやすい情報提供をしてほしい」というニーズも見られ、情報の入手・活用がしやすい環境づくりを進める必要があります。

今後の主な取組

- 「保健福祉ガイドブック」、「地域包括ケアガイド」、介護保険関連冊子等の作成・配布を行います。
- 公的サービスだけではなく、高齢者の暮らしを支える住民主体活動や民間サービス等を紹介するリーフレットを作成するほか、介護サービス情報公表システムを活用し、生活支援サービス等の発信を行います。
- 情報を必要とする人に必要な情報を伝えるため、各種説明会、講座等を実施するとともに、地域での集いなど、様々な機会を捉えて情報の伝達に努めます。集会型の事業は、新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、オンラインでの実施も検討していきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
保健福祉ガイドブックの発行	冊	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
介護保険冊子の発行	冊	2,000	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
地域包括ケアガイドの配布	枚	19,000	—	20,000	20,000	20,000	20,000

（２）相談・課題把握体制の強化

現状と課題

- 高齢者の相談については、地域包括支援センターを中心に市役所の各相談窓口、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、介護相談員※、医療機関や介護保険サービス事業所などが連携し、円滑に対応できる体制が作られています。
- 地域包括支援センターの相談支援件数は、年々増え、今後も増加していくことが見込まれます。相談内容は、多様化・複合化・複雑化しており、子育てや障がいなども含め、より広範囲な連携が必要となっています。
- 高齢なほど相談行動が少なくなる一方で、地域包括支援センター等の相談窓口を知らない人も多く、相談を医療機関に頼る傾向が強いため、医療機関等との連携も重要となっています。
- 困りごとを抱えたときに、地域包括支援センターに相談に行こうと思えるよう、日頃から地域包括支援センターの存在を知ってもらうための周知が求められます。

今後の主な取組

- 地域ケア会議やケース検討会、相談支援業務への助言、同行訪問などにより、3か所の地域包括支援センター専門職の相談対応力の向上を図ります。
- 各地域包括支援センターを中心に、各種相談窓口、医療機関、警察や消防、介護保険サービス事業者、民生委員、児童委員等と横のつながりを強化し、課題の解決・改善に向け、包括的・継続的な支援を目指します。
- 各地域包括支援センターに実態調査員を配置し、電話や訪問による高齢者の生活実態やニーズの把握に取り組みます。また、各相談窓口・事業者・地域活動団体等と連携して、課題の早期把握に努めます。
- 医療機関、薬局や地域の店舗等と連携し、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知を図っていきます。
- 介護サービス施設等を訪ね、利用者の話を聞く介護相談員を派遣します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
地域包括支援センター総合相談支援	件	5,913	8,100	7,300	実施	実施	実施
介護相談員派遣事業所数	か所	13	13	0	13	13	13

※介護相談員：介護サービス事業所と利用者間の問題の解決・改善やサービスの質の向上を図るため利用者の疑問や不満を聞き取り、助言や事業所との協議、行政への報告を行う者。

2 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度

現状と課題

- 成年後見制度は、認知症などによって物事を判断する能力が十分でなくなったときに、権利を守る援助者を選ぶ制度です。
- 高齢者の成年後見制度利用については、各地域包括支援センターで相談を受け、支援を行っています。また、制度について理解を広げるため、成年後見制度をテーマとした講演会や個別相談会を実施してきました。
- 成年後見制度の利用が必要でありながら、親族がいない、または親族による申立が期待できない高齢者については、市長による申立を行っています。また、収入や財産が十分ではなく、申立経費や成年後見人等への報酬の負担が困難な場合、申立費用・報酬の助成を行っています。
- 成年後見人などが権利擁護のための支援を行うにあたり、助言を受ける機会として、法律の専門家による地域ケア会議を開催しています。

今後の主な取組

- 本人や親族による申立の手続きを支援するほか、成年後見制度の利用が必要でありながら、親族による申立が困難な場合は、市長による申立を行って本人の権利を守ります。
- 講演会や個別相談会を実施し、制度の周知と利用を促進するとともに、相談に対して助言を行っていきます。
- 後見業務を行っている団体や専門職との連携により、後見人を確保するとともに、法律、福祉、保健等の専門分野の連携ネットワークによる支援体制を確保します。
- 課題支援型地域ケア会議や個別相談会を活用し、後見業務を行っている親族、法人、専門職などが、被後見人などの生活の質向上のために相談ができる機会を設けます。
- 講演会や個別相談を通じて、任意後見制度・死後事務委任契約※など、元気なうちから、認知症になった場合の財産管理や死後に備えておく手続きを紹介します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
成年後見制度講演会開催数	回	3	3	0	3	3	3

※死後事務委任契約：委任者が第三者に対して、死亡後の諸手続き、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等に関する代理権を付与して、死後事務を委任する契約。

（２）虐待の防止

現状と課題

- 地域包括支援センターは、家庭内や施設における高齢者虐待の通報や相談支援の窓口を担っています。
- 虐待の通報があった場合は、緊急度判定会議を実施し、虐待の有無や緊急性の判断を行うほか、福祉・介護・法律などの専門機関、社会福祉協議会、民生委員、児童委員等と連携して本人や家族への相談支援を行うとともに、老人福祉施設等への措置、成年後見制度の活用等をしながら、虐待の解決・改善に向けた支援を行います。
- 児童虐待・障がい者虐待・配偶者間暴力・高齢者虐待等への対策を進めるため警察署や保健所等の代表者からなる「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を組織するほか、2か月ごとに担当者による会議を開き、処遇方針の確認や終結の判断等を行っています。
- 虐待の発生要因として、家族の精神疾患、介護疲れ、長年の親子関係など様々な問題があり、多様な機関と連携して支援する必要があります。

今後の主な取組

- 介護サービス事業者や居宅介護支援事業者、医療機関、民生委員、児童委員等に対し、高齢者虐待の早期発見や通報の義務、通報の窓口について周知を図り、積極的な情報提供を呼びかけ、虐待防止に関するネットワークを強化していきます。
- 福祉施設における虐待防止マニュアルの作成と運用を促進します。
- 基幹型センターが、各地域包括支援センターの高齢者虐待に関する相談対応に対して、助言・同行訪問などを行い、どの地域包括支援センターにおいても適切な支援が行われるように後方支援します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
高齢者虐待相談支援	件	271	259	300	実施	実施	実施

（３）終末期・死後への備え

現状と課題

- 高齢者人口の増加とともに、終末期や死亡時に、治療の判断・看取り・死後の手続きを行う親族がいないという事例が増加すると見込まれます。
- 自分らしい最期を迎えるためには、元気なうちから、それぞれの意思や希望を踏まえた「備え」をしておくことが重要です。
- 市では、自らの意思や希望を明らかにし、情報を整理するための「白井市終活支援ノート」を配布しています。また、終活に必要な情報や終活支援ノートの書き方を伝える終活支援講座を実施しています。
- 公正証書遺言※・尊厳死宣言・死後事務委任契約など終末期に関連する各種手続きを知る機会として、公証人による個別相談会を実施しています。

今後の主な取組

- 白井市終活支援ノートを必要な高齢者に配布するとともに、終活に必要な情報や終活支援ノートの書き方を伝える終活支援講座を実施します。
- 終末期や死後への備えを促すため、公証人や司法書士など法律の専門家による個別相談会を実施します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
終活支援講座開催数	回	—	5	0	4	4	4
終活支援ノート配布数	冊	—	1,200	50	600	600	600
公証人等による個別相談会	回	—	2	0	2	2	2

※公正証書遺言：公証役場の公証人が遺言者の意思を文章にまとめ、作成した遺言。



第 2 章

第2章 介護予防と社会参加の推進

第1節 介護予防の推進

- 1 集いの場づくりの推進
- 2 介護予防の普及啓発
- 3 介護予防・生活支援サービスの推進

第2節 高齢者の社会参加

- 1 就労・地域活動への参加促進
- 2 地域での支え合いの促進

第2章 介護予防と社会参加の推進

第1節 介護予防の推進

施 策	1 集いの場づくりの推進
	2 介護予防の普及啓発
	3 介護予防・生活支援サービスの推進

1 集いの場づくりの推進

現状と課題

- 高齢になっても、身近な地域で介護予防に参加したいというニーズは高く、アンケートにおいて、約 6 割の人に地域住民有志によるグループ活動への参加意向があり、85歳以上の方でも一定の参加意向が見られます。
- 市では、集会所等を活用して住民主体で行う「楽トレ体操」を推奨し、実施する団体は年々増えています。市内各所に介護予防に資する活動を自主的、継続的に行うグループを増やす取り組みを行うとともに、グループ活動を活性化するための継続支援を行っています。
- 今後、高齢者人口の増加が見込まれるため、徒歩圏内で通える介護予防の拠点づくりを一層進めていくとともに、後期高齢者健診などの保健事業と連携した高齢者の健康づくりを目指す取り組みを充実させる必要があります。

今後の主な取組

- 高齢者が身近な地域で主体的に介護予防に取り組めるように、楽トレ体操・サロン等の自主グループの立ち上げ及び継続支援を行います。
- 介護予防活動を自主的に行う市民グループ等を対象に、交流会や講習会を開催し、活動の活性化や継続を促します。
- 介護予防活動を自主的に行う市民グループ等に、講師等を派遣し、介護予防と健康づくりを一体的に支援します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
サロン代表者交流会議参加グループ数	グループ	28	35	—	36	37	38
介護予防に資する自主グループ数	グループ	30	33	36	43	50	57
介護予防に資する自主グループへの専門職派遣実績	グループ	9	9	—	15	25	35

集いの場の活動例

『集いの場』は、住民が主体的にやりたいことを楽しむ場です。

◆ おしゃべり ◆



お茶を飲み、お菓子を食べながら、楽しく会話をしています。
新しい仲間や情報交換もできます。

◆ 体操 ◆



週に1回、みんなで集まり、楽トレ体操で身体を動かしています。

◆ レクリエーション ◆



実施する時だけでなく、自分達で企画、準備するところから、レクリエーションを楽しんでいます。

◆ 健康講座 ◆



サロンの中で、保健師が出前講座を実施。楽しく、介護予防を学んでいます。

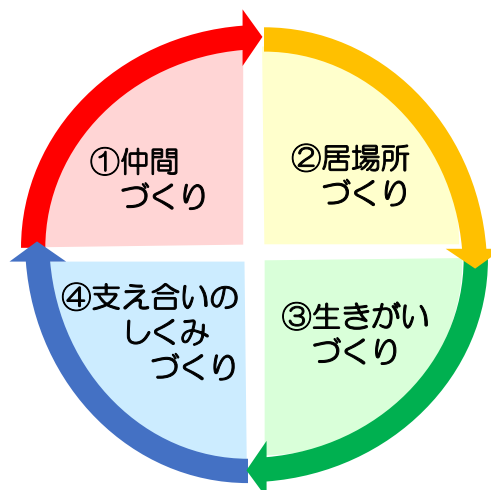
集いの場の機能

①仲間づくり

集いの場に参加することで、地域の人たちと交流ができます。

④支え合いのしくみづくり

住民同士のつながりができることで、自然と支え合いの関係ができていきます。



②居場所づくり

集いの場は、みんなが参加できる場所。「居場所」があることが安心につながります。

③生きがいづくり

集いの場で自分なりの役割を得ることは、「生きがい」につながります。

2 介護予防の普及啓発

現状と課題

- 市では、6月を介護予防月間と定め、介護予防講演会やイベントを開催するとともに「運動機能の向上」、「認知機能の向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」の重要性と実践方法などについて学習する講座を開催してきました。また、市が養成した介護予防推進員※とともに、地域に出向き、介護予防に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。
- 更なる高齢化に伴い、心身の衰えからフレイルや認知症となる人は増えていくと予測されます。また、2025年には団塊の世代が後期高齢者となることから、介護予防に関する知識等の普及啓発を引き続き行う必要があります。
- 市民アンケートによると、高齢者の健康維持や介護予防への意識は高く、また、自分が貢献・活躍できる集いの場があると良いとの意向があります。しかし一方で、市の介護予防事業の認知度は高くなく、情報提供や主体的に参加できる介護予防の取り組みを推進していく必要があります。

今後の主な取組

- 要介護状態に陥りやすいフレイルや認知症を予防する取り組み、それに関する知識や実践方法の普及啓発を行います。
- 高齢者が主体的に介護予防に取り組む機会を提供するために、介護予防推進員や関係機関との連携を推進し、市の介護予防事業の認知度を高めるために、ガイドブック等を作成し周知啓発に努めます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
介護予防月間イベント	人	186	200	—	—	200	200
介護予防講演会	人	120	111	—	—	120	120
運動教室（ウォーキング・ストレッチ等）	人	44	49	17	40	80	80
口腔衛生・栄養講座	回	8	4	4	4	4	4
認知症予防講座	人	85	47	20	80	80	80
介護予防推進員数	人	19	18	18	18	20	20
出前出張講座	回	42	46	10	50	50	50
介護予防地域ガイドブック配布数	冊	—	—	—	300	300	300

※介護予防推進員：介護予防に関する市の取り組み、事業に参加・協力し、介護予防を広める活動を行う者。

介護予防の普及啓発

白井市では、高齢者の方がいつまでも地域で自分らしい生活を送ってもらうために、パンフレットの作成配布・講演会や講座等を開催し、介護予防の基本的な知識の普及啓発を行っています。

◆介護予防講演会◆



講師を呼んで、介護予防に関する講演会を年に1度開催しています。

◆体力測定会◆



握力などの体力測定を行い、現在のご自分の体力を知ってもらう機会にしています。

◆認知症予防講座◆



認知症や予防について学び、ご自宅等で実践できる講座となっています。

◆出前講座◆



10人以上で依頼があった団体に、市職員が出向き講座を行います。

3 介護予防・生活支援サービスの推進

現状と課題

- 平成28年2月に介護予防や生活支援サービスの推進を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）が開始されました。
- 総合事業開始前に要支援者に提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行するとともに、市独自の緩和した基準によるサービスを開始しています。
- 自立支援に資するケアマネジメントの実施のため、自立支援型地域ケア会議の開催や研修会を実施してきましたが、市民や介護サービス事業者に対し、制度や民間のサービスを含めた地域の社会資源についての普及啓発が十分でないことから、自立支援に向けた適正なサービスの提供が課題となっています。
- 高齢者の増加にともない、サービスの需要が高まっていくものと想定されます。
- 訪問型サービスについては、提供できる事業所や人材の不足が生じており、人員の確保やサービス提供体制の充実を図っていく必要があります。
- 通所型サービスについても、今後の利用者の増加を見据えて提供体制強化の取組を進めていきます。

■総合事業サービス一覧

サービス名	内容（概要）
訪問型サービス	
総合事業訪問介護 （従前相当サービス）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や買物への同行など日常生活上の介護を行います。
訪問型生活支援サービス （基準緩和型サービス）	ホームヘルパーや生活支援員が居宅を訪問し、掃除や洗濯などの生活援助を行います。
通所型サービス	
総合事業通所介護 （従前相当サービス）	施設に通い、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。
ミニデイサービス （基準緩和型サービス）	運動や交流、閉じこもり予防を目的として施設に通い、運動やレクリエーションなどの支援を受けます。

今後の主な取組

- 自立支援に向けた介護サービスが提供されることを目的として、リハビリテーション専門職を介護サービス事業所などに派遣する仕組みを検討していきます。
- 自立支援型地域ケア会議や研修会の開催により、自立支援に資するケアマネジメントの実施や社会資源の周知などを図っていきます。
- 市民に対し、介護予防や自立支援の必要性和状態に応じた適正なサービスの利用についての周知を継続するとともに、利用できるサービスや事業の選択肢を広げられるように努めます。
- 市独自サービス提供体制の充実のため、生活支援員※¹ 養成研修を実施し、担い手の増加を図るとともに、担い手の発掘に向けた積極的な周知を行っていきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
総合事業訪問介護 ※ ²	人	50	40	29	91	93	94
訪問型生活支援サービス※ ³	人	76	87	90	43	50	57
	事業所数	16	16	15	16	16	17
総合事業通所介護	人	220	204	155	178	184	189
ミニデイサービス	人	—	22	53	69	90	116
	事業所数	—	3	3	3	4	4
生活支援員養成研修 の修了者	人	13	25	11	30	30	30
自立支援型地域ケア 会議の検討件数	件	42	28	32	36	36	36
介護予防ケアマネジメントに係る研修会	回	1	7	4	4	4	4

※¹ 生活支援員：要支援認定者や事業対象者への生活援助（掃除・洗濯・買物・調理など）を提供する「訪問型生活支援サービス」の担い手となる人。

※²※³ 令和3年度より訪問型サービスのサービス種類の見直しを行い、訪問型生活支援サービス利用者の一部が総合事業訪問介護に移行する予定。

第2節 高齢者の社会参加

施 策

- 1 就労・地域活動への参加促進
- 2 地域での支え合いの促進

1 就労・地域活動への参加促進

現状と課題

- アンケートの結果、高齢者の地域活動への参加では、町内会・自治会、趣味関係のグループ、スポーツ関係のグループの順に参加している人の割合が多い状況です。また、高齢者でも2割程度の人が、収入のある仕事をしていることがわかりました。
- 市では、高齢者が健康で生きがいのある自立した生活を送ることが出来るよう支援する施設として高齢者就労指導センターを設置しており、高齢者の就労に必要な技能の修得や教養の向上を図る事業を実施しています。また、シルバー人材センターの支援を通じて、働く意欲をもつ高齢者の臨時的・短期的な就労機会の確保・提供に努めています。
- 企業による高齢者の再雇用期間の延長、雇用機会の拡大などが見られますが、市外での就業が多い状況にあります。市内において、高齢者が持つキャリアを活かして働ける環境を作っていくことが重要です。

今後の主な取組

- 高齢者就労指導センターでは、企業及び高齢者が求めるニーズの把握に努め、就労に必要な技能の修得のための事業や教養を高めるための事業を積極的に行います。
- 今後も、高齢者の就労を組織的に支援する機関として、白井市シルバー人材センターを支援します。
- ハローワーク、県、近隣市町や企業等の関係機関と連携し、高齢者の就労を支援していきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
高齢者就労指導センターにおける就労技能修得等の講座							
講座開催数	回	16	19	—	17	17	17
参加者数（延べ）	人	374	329	—	380	380	380
シルバー人材センターの登録者数	人	466	477	490	500	510	520

2 地域での支え合いの促進

現状と課題

- 市のボランティア活動については、白井市社会福祉協議会がボランティアセンターを運営し、実施していますが、活動者の高齢化が進んでいます。また、高齢者クラブについても会員の高齢化と会員数の減少が進んでいる状況です。一方で、地域での支え合い活動が行われるなど、高齢化する地域の課題への市民意識が高まっており、地域に根ざした活動が少しずつ広がっています。
- 65歳以上の市民で、最も参加率の高い地域活動は町内会・自治会活動ですが、趣味・スポーツ活動についても割合が高くなっています。
- 今後は、高齢者の参加・活躍ニーズを十分把握しながら、地域での活動機会づくりを進めていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による活動の縮小が見られるため、安心できる活動環境の創出も課題となっています。

今後の主な取組

- 高齢者の参加・活動ニーズを十分把握しながら、地域活動への参加、地域での活動の場づくりを進めます。
- 高齢者の地域貢献と生きがい活動を促進する拠点として、社会福祉協議会のボランティアセンターの運営を支援します。
- 高齢者の活躍の場づくりとして、高齢者が参加・活躍する組織の活性化を進めるとともに、高齢者が企画・運営する交流イベント、社会貢献プロジェクトなど、一人でも参加できる機会の創出や、住民同士の多様な参加・交流機会の拡充を図ります。
- 高齢者の社会参加の基礎となる組織として高齢者クラブを支援し、会員相互の親睦とともに、高齢者が自らの知識・経験・技術を資源に社会貢献を行う団体として、活性化を図っていきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
高齢者クラブ数	団体	21	21	21	21	22	22
介護支援ボランティア活動者数	人	129	145	145	146	147	148



第 3 章

第3章 在宅生活への支援	
第1節 日常生活における支援	1 日常生活の支援
	2 外出の支援
	3 介護に取り組む家族等への支援
第2節 安全・安心な体制づくり	1 生活の安全・安心の確保
	2 災害・感染症への対策

第3章 在宅生活への支援

第1節 日常生活における支援

施 策	1 日常生活の支援
	2 外出の支援
	3 介護に取り組む家族等への支援

1 日常生活の支援

現状と課題

- 市では現在、介助・介護が必要な高齢者等に対して、介護保険サービス以外の福祉サービスを提供しています。
- これらのサービスは、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活上の支援が必要な高齢者の自立生活や健康を支える重要な役割を持っています。
- 高齢化の進展に伴い、サービスの利用者数が年々増加しています。
- 給食サービスについては、民間事業者の参入等により利用者が減少していることから、令和2年度までで廃止としています。
- 市では今後も厳しい行財政運営が続くと予想される中で、高齢者福祉施策が持続可能な制度となるよう再構築する必要があります。
- 今後も利用者のニーズや効果を検証するとともに、国の動向を注視し、介護保険サービス等との整合を図り、より有効なサービスとする必要があります。

区分	内容（概要）
訪問理美容サービス	寝たきりの高齢者などの自宅へ理美容師が訪問し、散髪等を行い、その出張費用の一部を助成します。
介護支援型短期宿泊事業	65歳以上で要介護状態になるおそれの高い虚弱な人などを対象に、高齢者への虐待や介護者の都合で居宅生活が困難になった場合に施設等で一時的に介護します。
紙おむつ等の給付	おおむね65歳以上の要介護3以上の在宅高齢者などに紙おむつを給付します。
緊急通報装置の貸与	ひとり暮らし高齢者などが、急病や災害などの緊急時に迅速に救援を求められるよう緊急通報装置を貸与します。

今後の主な取組

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、各種サービスを提供します。
- 高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスと福祉サービスの対象者も増加することから、有効なサービスとなるように工夫していきます。

数 値 指 標		単位	実績			見込み		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
訪問理	利用者数（実人数）	人	8	9	10	11	12	13
美容	利用回数	回	20	23	26	29	32	35
介護支援型短期宿泊事業		人	2	1	0	1	1	1
紙おむつ等給付利用者数		人	267	261	270	280	290	300
緊急通報装置の貸与台数		台	327	329	330	335	340	345

2 外出の支援

現状と課題

- 市では、公共交通機関として市内循環バス「ナッシー号」を運営するほか、介助・介護を必要とする高齢者等を対象とする福祉タクシー利用券の発行、福祉車両の貸し出し、車いすでの外出支援サービス事業を実施しています。また、NPO法人等が実施する福祉有償運送事業もあります。
- 市内の公共交通に関しては、白井市地域公共交通活性化協議会において、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、地域公共交通の活性化を推進するための計画の策定や見直しを行っています。
- 高齢者や障がい者など誰もが外出しやすい環境を整備する必要があります。また、今後高齢者が増加する中で、移動支援に関するニーズは高まるものと想定されることから、関係機関との連携が必要となります。

■外出支援サービス一覧

区分	内容（概要）
福祉タクシーの利用助成	介助・介護が必要な高齢者が、タクシーを利用する際に、乗車料金の半額を助成します。（令和2年度現在：要介護2以上の高齢者に対し、上限1,000円、年間36枚）
福祉車両の貸し出し	高齢者の社会参加を図るため、車いすを利用する高齢者等の家族や福祉団体を対象に、福祉車両（リフト付きワゴン車）を貸し出します。
外出支援サービス	在宅の要援護高齢者及び重度の障がいがある人を対象に、医療機関等への外出において、車いすで乗降できる自動車での送迎サービスです。
福祉有償運送	NPO法人や社会福祉法人などが、障害者や高齢者など移動が困難な方を対象に行う有償移送サービスです。

今後の主な取組

- アンケート結果では、エレベーターのない団地が多いことから、階段の上り下りに対する不安が多く、移送サービスや同行支援、買い物支援など、外出支援のニーズが特に高いため、高齢者の移動手段・移動支援を拡充していけるよう、市民・事業者などと検討していきます。
- 高齢者の移動手段の確保に係る施策については、公共交通政策担当等の関係機関と調整を図っていきます。

数 値 指 標		単位	実績			見込み		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
福祉タクシー年間利用回数		回	1,371	1,486	1,500	1,520	1,540	1,560
外出支援	利用者数（実人数）	人	33	31	35	40	45	50
	利用回数	回	851	792	830	860	890	920

3 介護に取り組む家族等への支援

現状と課題

- 家族介護では、主な介護者が高齢なケース、自宅で認知症と向き合っている家族が多く見られ、介護者へのケアは今後も重要であると考えられます。また、「働く世代」の介護者の中には、働きながら介護を続けることは難しいと感じ、介護離職につながる人も見られるため、介護者の負担を少しでも減らせるよう家族介護に関する情報を周知していく必要があります。
- 家族介護を行っている主な介護者にとって必要なのは、「理解者」と「正しい知識」と言われており、適切な介護知識や技術の習得につながる教室の開催や、介護者が困った時に相談できる場の周知とともに、ひとりで抱え込まない介護の重要性を啓発していく必要があります。

今後の主な取組

- 適切な介護の知識や技術等が習得でき、家族同士の情報交換の場となる家族介護教室を開催し、家族の介護負担軽減につなげます。
- 認知症家族会等ピアサポート※の場の支援を行います。
- 親の介護を担っていく「働く世代」に対し、家族介護に関する情報が得られるよう周知啓発を行っていきます。

数 値 指 標		単位	実績			見込み		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
家族介護教室	開催数	回	4	6	1	6	6	6
	参加者数	人	120	136	9	120	120	120
認知症家族の会の開催数		回	—	10	0	12	12	12

※ピアサポート：同じ立場や困難を経験してきたことを活かして仲間として支えること。

第2節 安全・安心な体制づくり

施 策	1 生活の安全・安心の確保
	2 災害対策の支援

1 生活の安全・安心の確保

現状と課題

- 高齢者の振り込め詐欺や消費者被害が増加しています。市では、産業振興課（消費生活センター）が中心となって注意喚起を行っているほか、地域包括支援センターが消費生活センターと連携を図りながら相談に対応しています。
- 高齢者の生活困窮支援については、くらしと仕事のサポートセンターと連携して支援体制を取っています。
- 交通安全、犯罪被害の防止など日頃の安全・安心の確保においては、警察などの関係機関と連携しながら、地域の中での見守り・声かけ活動を実施しています。
- 白井高齢者見守りネットワーク（しろい高齢者みまもりネット）に、消費者安全確保地域協議会の機能を持たせ、しろい高齢者みまもりネット連携会議において振り込め詐欺や消費者被害について周知啓発を行っているほか、「見守り通信」や「見守りレポート」を発行し、消費者被害に関する情報を提供して注意喚起を図っています。

今後の主な取組

- 高齢者の生活困窮については、生活困窮者自立生活支援コーディネーターと地域包括支援センターが連携して対応していきます。
- 振り込め詐欺や日頃の安全確保については、警察など関係機関と連携して地域防犯活動、交通安全運動の促進、安全教育の推進に努めます。
- 消費者被害について消費生活センター等と引き続き連携し、相談対応の体制を充実させていきます。
- 「しろい高齢者みまもりネット」の協力事業者、協力団体、協力機関等に、市内で発生している消費者被害や振り込め詐欺等の情報を随時提供し、被害防止のための見守りの目を充実させていきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
振り込め詐欺・消費者被害に関する見守り通信・見守りレポートの発行	回	1	2	2	3	3	3

2 災害対策・感染症対策

現状と課題

- 地震や風水害などの不安が高まる中で、市では、危機管理課を中心に総合的な防災体制づくりに取り組んでいます。地域防災計画に基づき、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を策定し、避難行動要支援者名簿を作成の上、災害時の避難支援が必要な人の情報を地域と共有し、支援する体制を整えています。
- 感染症対策については、広域で新型インフルエンザ対策等に取り組んでいますが、新たな感染症の脅威に対して、市や地域における予防と早期対応の体制づくりが求められています。
- 地震等の大規模災害が発生した場合に、避難所での要配慮者等の一時的な避難生活を支援するため、平成29年10月に市内で福祉施設等を運営する事業者と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
- 身体機能が低下している高齢者を守るため、市民、地域団体、関係機関等と協力して、地域ぐるみでの防災・減災対策、感染症対策がますます重要になってきています。

今後の主な取組

- 市民や事業所が避難行動要支援者避難支援プラン及び要支援者登録制度を知り、活用するとともに、相互に助け合う関係づくりを進めます。
- 災害時の避難行動要支援者や在宅人工呼吸器等使用者の安否確認について、民生委員、児童委員、自治会、医療・介護サービス事業所等関係機関と連携するほか、介護が必要な在宅高齢者の避難所を確保します。また、在宅避難者の支援にも取り組みます。
- 感染症対策については、家庭やサービス事業所等における衛生管理、予防対策を徹底するとともに、リスクの高い高齢者を対象とする検査、感染の広がり防止、迅速な治療等の体制を確保し、支援職員等の安全確保にも努めます。
- 災害時・感染症の流行時に、日頃のサービスの利用や参加活動がしづらくなる状況を回避できるよう、支援者間、関係機関の連携ネットワークを確保します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が少しでも減らせるよう、国、県などと連携し、市民や介護サービス事業者への支援に取り組みます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
災害時避難行動要支援者登録者数 ※	人	2,278	2,641	1,600	1,650	1,700	1,750

※2020年に登録者の要件を変更したため、登録者数が減少しています。

第4章

第4章 介護保険事業の効果的な運営	
第1節 介護保険サービスの推進	1 居宅サービス
	2 地域密着型サービス
	3 施設・居住系サービス
	4 負担軽減サービス
第2節 適正なサービス利用・提供の推進	1 適正なサービス利用の推進
	2 介護サービスの質の向上
第3節 健全な介護保険会計の運営	1 介護保険事業費の見込み
	2 介護保険の費用負担（財源構成）
	3 介護保険料の設定
第4節 持続可能な事業運営に向けて	1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

第4章 介護保険事業の効果的な運営

第1節 介護保険サービスの推進

施 策	1 居宅サービス 2 地域密着型サービス 3 施設・居住系サービス 4 負担軽減サービス
-----	---

現状と今後の見込み

- 介護保険サービスは、大きく「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設・居住系サービス」に区分されています。また、利用者負担額が過大にならないよう「負担軽減サービス」があり、利用者が必要なサービスを選択することで、可能な限り自立した生活を送れるよう支援しています。
- 各サービスの給付費については、要介護・要支援認定者の増加とともに上昇しており、今後も認定者の増加が見込まれることから給付費が伸びるものと推計されます。
- 市では高齢化の進行が国・県平均より遅く、一人当たり給付費額も低い状態でしたが、今後は後期高齢者の増加に伴い、一人当たり給付費額も国・県平均に近づいていく見込みとなっています。
- 国では、介護保険の持続可能性を維持するため、第8期計画期間において制度の見直しを予定しています。（※59ページ参照）

※各サービスの給付費と見込量（人数）については、60～61ページにまとめて記載しています。

1 居宅サービス

現状と今後の見込み

- 自宅などで生活している要介護（要支援）認定者が利用するサービスには、訪問型サービス、通所型サービス、短期入所型サービス、福祉用具・住宅改修があります。
- アンケート調査結果では、「自宅で暮らしたい」との回答が38.1%あり、今後の高齢者の生活を支える上でも、居宅サービスの需要が高まっていくものと想定されます。また、事業所アンケートの結果では、ホームヘルパーが不足しているとの意見が出されており、訪問介護事業所への支援を検討していきます。

■居宅サービス一覧

サービス名	内容（概要）
訪問型サービス	
訪問介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や排せつなど日常生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	自宅の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を持ち込み入浴の介護をします。
訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助などを行います。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが医学的な健康管理・薬剤管理などについて指導・助言をします。
通所型サービス	
通所介護（デイサービス）	施設に通い、日常生活上の介護や、機能回復のための訓練などを受けます。
通所リハビリテーション（デイケア）	医療機関や老人保健施設などに通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を受けます。
短期入所	
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設などに短期間入所し、入浴・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
短期入所療養介護（医療ショート）	介護老人保健施設などに短期間入所し、療養上の世話や日常生活上の介護、機能訓練を受けます。
福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与	介護用ベッドや車いす、床ずれ防止用具など、在宅生活を支える用具が借りられます。
特定福祉用具販売	レンタルになじまない腰掛け便座や入浴用いすなどの福祉用具を、指定事業者から購入した場合に、費用の一部が支給されます。
住宅改修	段差の解消や手すりの取り付けなど住宅改修に必要な費用の一部が支給されます。
居宅介護支援	
居宅介護支援（ケアマネジメント）	居宅サービスなどを適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人の希望などに基づき、ケアマネジャー等がケアプランを作成し、サービス提供事業者と連絡調整などを行います。要介護者を対象とする居宅介護支援（介護給付）、要支援者を対象とする介護予防支援（予防給付）に区分されます。

2 地域密着型サービス

現状と今後の見込み

- 地域密着型サービスは、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう地域に密着した小規模の介護サービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護など、利用者にあった多様なサービスが提供されます。
- 事業者の指定権限は、市が持っており、事業者への指導・監督についても市が行っています。従前から積極的にサービスの導入を進めてきたことから、利用者の状況に合わせて、サービスを選択できる環境があります。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用が伸びておらず、今後の在宅介護体制を推進する上でも、その役割は大きいため、利用の増加につながるよう事業者との検討を進めます。
- 市では夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護が未整備の状況ですが、他のサービスの利用状況を勘案しながら、今後に向けての体制づくりを検討していきます。

■地域密着型サービス一覧（居住系サービスを除く。）

サービス名	内容（概要）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に居宅を巡回したり、連絡のあった居宅を訪問したりして、介護や身のまわりの世話をを行うとともに、看護師が居宅を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。
地域密着型通所介護	小規模な通所介護事業所に通い、日常生活上の介護や、機能回復のための訓練などを受けます。（定員18名以下）
認知症対応型通所介護	施設に通い、認知症高齢者に配慮した日常生活上の介護や機能訓練を受けます。
小規模多機能型居宅介護	施設に通所または短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、居宅において訪問介護を受けることができます。
夜間対応型訪問介護 （市では未整備）	日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に居宅を巡回したり、連絡のあった居宅を訪問したりして、介護や身のまわりの世話をを行います。
看護小規模多機能型居宅介護 （市では未整備）	施設に通所または短期間入所して介護や機能訓練を受けたり、居宅において訪問介護や看護師などによる療養上の世話や診療の補助などを受けることができます。

3 施設・居住系サービス

現状と課題

- 施設・居住系サービスについては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設サービス、特定施設入居者生活介護を提供する居宅サービス、グループホームなど小規模にサービスを提供する地域密着型サービスがあります。
- 白井市では、早期に施設整備を進めてきたことから、複数の種類の施設が既に開設しており、多くの市民がそれぞれの状態に応じて利用できる施設などを選択できる状況にあります。
- 市内の施設の中には、立地条件の良さや他市の市民も利用できることなどから、多くの待機者を抱える施設も一部ありますが、利用者数調査の結果では、白井市被保険者の利用率は、50％程度に留まっており、施設ニーズの高まりがこれから来るものと想定されます。

■施設・居住系サービス一覧

サービス名	内容（概要）
施設サービス（県が指定する広域型の施設で、市域を越えた利用が可能です。）	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で居宅での生活が困難な場合に入所する施設です。入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活の世話を行います。
介護医療院 （市では未整備）	日常的な医学的管理や看取り・ターミナルケアなどの医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい施設で、介護療養型医療施設の受け皿としても機能します。
介護療養型医療施設	比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設です。療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練や必要な医療などを行います。（令和5年度末に廃止予定）
居宅サービス（県に登録する広域施設で、市域を越えた利用が可能です。）	
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで生活する人に、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
地域密着型サービス（市が指定する、市民限定のサービスです。）	
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症の利用者に、認知症高齢者に配慮した入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで生活する人に、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。（定員30人未満）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	常時介護が必要で居宅での生活が困難な場合に入所する施設です。入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。（定員30人未満）

今後の見込み

- 市では、介護医療院などの施設が未整備となっていることから、第8期計画期間中にその必要性を調査・検討し、必要性が認められる場合は、令和6年度以降の開設を前提に公募を行います。
- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設などのサービスは、市域を越えて利用することができる広域型施設ですが、施設の乱立による共倒れなどを防ぐため、総量規制がかかっています。その反面、サービス付き高齢者向け住宅などのその他のサービスは、総量規制の対象外となっており、第8期計画期間中に1棟の建設が予定されています。
- 市内にはエレベーターのない団地が多く、高齢期の生活に少しずつ支障が出ているため、市街化区域でのサービス付き高齢者向け住宅の建設を推進します。
- 国は、医療保険の療養病床の再編（病院から介護施設への転換）を進めており、それによる介護サービスの追加的な需要として、令和5年度までに11人の施設利用、15人の居宅サービス利用を給付費に見込んでいます。

■市内に立地する高齢者向け施設・居住系サービスの数と定員

		実績			見通し		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
施設サービス		(利用率：全体88.2%、白井市被保険者41.0%)					
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(か所)	3	3	3	3	3	3
	定員(人)	260	260	260	260	260	260
介護老人保健施設	施設数(か所)	2	2	2	2	2	2
	定員(人)	225	225	225	225	225	225
居宅サービス		(利用率：全体77.5%、白井市被保険者20.8%)					
特定施設入居者生活介護	施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
	定員(人)	120	120	120	120	120	120
地域密着型サービス		(利用率：全体90.6%、白井市被保険者89.9%)					
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	施設数(か所)	6	6	6	6	6	6
	定員(人)	81	81	81	81	81	81
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
	定員(人)	29	29	29	29	29	29
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
	定員(人)	29	29	29	29	29	29
その他のサービス		(利用率：全体95.4%、白井市被保険者43.8%)					
サービス付き高齢者向け住宅	施設数(か所)	2	2	2	3	3	3
	定員(人)	105	105	105	131	131	131
軽費老人ホーム	施設数(か所)	1	1	1	1	1	1
	定員(人)	25	25	25	25	25	25

※施設サービスと居宅サービスは、市域を越えて利用可能なため、施設数・定員と給付の見込みは必ずしも連動しません。

※居宅サービスの特定施設入居者生活介護は、混合型の施設となっており、要介護・要支援認定を持っていない方も利用することができます。

※利用率は、令和2年4月1日現在において、各事業所に対し行った調査結果です。利用率＝利用者数／定員

4 負担軽減サービス

現状と今後の見込み

- 負担軽減サービスには、施設入所者の部屋代・食事代が減免される「特定入所者介護サービス」や、1か月当たりの負担額上限を定める「高額介護サービス」などがあります。
- 認定者数、サービス利用額の増加に伴い、負担軽減サービス費用額も増加傾向にあります。
- 第8期計画期間では、国の制度改正により、段階の細分化や軽減額の変更により、負担能力に応じた負担となるよう見直しが予定されています。
(令和3年8月利用分から適用)

・高額介護（予防）サービス費の見直し

現行の「現役並み所得者」について、次の3つの段階に細分化するものです。

収入要件（年収）	世帯の上限額		収入要件（年収）	世帯の上限額
約 383 万円以上 (現役並み所得者)	44,400 円		約 1,160 万円以上	140,100 円
			約 770 万円以上	93,000 円
			約 383 万円以上	44,400 円

・特定入所者介護サービスの利用者負担額の見直し

現行の「第3段階」について、次の2つの段階に細分化するとともに、預貯金要件の見直しを行うものです。

要件	1日の負担額		要件	1日の負担額
年金等約80万円超 預貯金 1,000 万円 以下(第3段階)	1,020 円 (食費+居住費)		年金等約 120 万円超 預貯金 500 万円以下	1,730 円 (食費+居住費)
			年金等約 80 万円超 預貯金 550 万円以下	1,020 円 (食費+居住費)

■負担軽減サービス一覧

サービス名	内容（概要）
特定入所者介護サービス	市民税非課税世帯で、資産要件を満たす利用者について、施設入所中の部屋代・食事代の自己負担を軽減する制度です。
高額介護サービス	1か月の介護サービスの自己負担額が、所得などにより定められた限度額を超えた場合に、超過額を支給する制度です。
高額医療合算介護サービス	1年間の医療・介護の自己負担額を合計した額が、所得などにより定められた限度額を超えた場合に超過額を支給する制度です。
サービス提供事業者による利用者負担軽減事業	市民税非課税世帯で、収入などの要件を満たす要介護者が、軽減事業を行っている事業所のサービスを利用した際の自己負担額について、市と事業者で助成します。

5 サービス別給付見込み

1 介護サービス見込量

単位:千円／年度、人／月

			実績			見込み		
			2018	2019	2020	2021	2022	2023
(1) 居宅サービス								
訪問介護 (ホームヘルプ)	給付費		191,404	213,766	219,519	247,105	260,615	279,397
	人数		246	266	278	311	323	347
訪問入浴介護	給付費		14,492	16,268	22,215	23,885	27,212	31,411
	人数		18	20	25	26	30	34
訪問看護	給付費		34,785	35,677	45,682	48,233	52,065	56,037
	人数		61	66	77	81	87	94
訪問リハビリテーション	給付費		19,992	21,900	25,537	27,512	29,934	32,023
	人数		42	46	53	56	61	65
居宅療養管理指導	給付費		39,207	48,819	48,090	52,513	56,417	60,097
	人数		262	310	329	357	383	408
通所介護 (デイサービス)	給付費		285,520	325,220	374,357	414,690	438,842	466,659
	人数		318	363	408	438	462	490
通所リハビリテーション (デイケア)	給付費		167,168	169,571	150,798	151,350	178,419	204,906
	人数		176	190	169	167	198	226
短期入所生活介護 (ショートステイ)	給付費		157,123	163,989	182,375	196,004	215,983	236,657
	人数		121	118	122	130	142	156
短期入所療養介護 (医療ショート)	給付費		9,333	8,440	3,528	5,086	7,725	8,398
	人数		10	9	5	6	9	10
福祉用具貸与	給付費		77,645	84,824	93,601	100,381	108,041	115,120
	人数		488	525	585	623	668	713
特定福祉用具購入	給付費		3,065	3,313	4,335	4,629	5,324	5,324
	人数		8	9	13	13	15	15
住宅改修	給付費		8,310	11,971	8,293	12,951	12,951	14,056
	人数		7	10	7	13	13	14
特定施設入居者生活介護	給付費		152,042	161,134	136,114	147,238	159,438	167,053
	人数		67	71	59	63	68	71
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費		3,643	4,167	4,566	5,286	7,389	8,638
	人数		4	3	3	4	5	6
地域密着型通所介護	給付費		93,195	94,181	75,254	96,126	120,594	135,196
	人数		111	114	68	89	112	125
認知症対応型通所介護	給付費		30,484	30,733	33,629	32,030	37,293	38,710
	人数		25	26	26	26	30	31
小規模多機能型居宅介護	給付費		60,845	62,417	66,829	68,416	69,826	75,578
	人数		26	26	28	28	29	31
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	給付費		193,803	193,249	198,446	215,205	221,638	227,875
	人数		66	65	65	70	72	74
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費		68,132	70,372	76,545	73,585	73,626	73,626
	人数		28	29	30	29	29	29
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	給付費		79,792	83,568	84,550	88,434	88,483	88,483
	人数		28	28	28	29	29	29
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	給付費		515,397	543,295	565,163	598,096	607,581	620,662
	人数		170	174	178	187	190	194
介護老人保健施設	給付費		393,164	423,887	499,173	553,391	584,394	634,921
	人数		122	130	148	163	172	187
介護医療院	給付費		3,070	36,722	28,728	37,539	46,609	55,658
	人数		1	8	8	10	12	14
(4) 居宅介護支援	給付費		124,704	136,103	147,067	159,932	169,592	182,153
	人数		784	862	916	986	1,043	1,120
合計			2,756,407	2,943,584	3,094,397	3,359,617	3,579,991	3,818,638

※給付費は年度累計の金額、人数は1月当たりの利用者数です。

※給付費は、決算ベースの数値です。

※2020年度(令和2年度)は、計画策定時点のものとなり、実績見込みを記載しています。

2 介護予防サービス見込量

単位:千円／年度、人／月

		実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
(1)介護予防サービス							
介護予防	給付費	340	317	317	334	335	335
訪問入浴介護	人数	1	1	1	2	2	2
介護予防	給付費	1,675	2,732	2,875	2,893	3,131	3,677
訪問看護	人数	5	8	11	11	12	14
介護予防	給付費	3,188	2,823	2,665	2,915	3,269	3,622
訪問リハビリテーション	人数	9	9	9	9	10	11
介護予防	給付費	2,027	2,849	2,950	3,068	3,304	3,538
居宅療養管理指導	人数	19	21	24	25	27	29
介護予防	給付費	20,796	20,690	17,699	23,164	23,678	24,180
通所リハビリテーション	人数	50	49	43	55	56	57
介護予防	給付費	2,077	1,709	1,879	1,388	1,892	1,892
短期入所生活介護	人数	4	4	4	3	4	4
介護予防	給付費	161	157	157	227	227	227
短期入所療養介護	人数	1	1	1	1	1	1
介護予防	給付費	7,279	9,036	9,290	10,019	10,523	11,160
福祉用具貸与	人数	125	144	145	156	164	174
特定介護予防	給付費	1,110	1,335	562	1,124	1,124	1,124
福祉用具購入	人数	4	5	2	4	4	4
介護予防	給付費	4,127	5,998	4,364	6,788	8,000	8,000
住宅改修	人数	4	5	4	6	7	7
介護予防	給付費	7,051	8,798	8,283	11,388	11,395	11,395
特定施設入居者生活介護	人数	10	10	8	11	11	11
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防	給付費	268	328	328	371	371	371
認知症対応型通所介護	人数	1	1	1	1	1	1
介護予防	給付費	0	742	1,680	555	1,452	1,452
小規模多機能型居宅介護	人数	0	1	2	1	2	2
(3)介護予防支援							
	給付費	9,864	10,677	10,874	11,828	12,401	13,194
	人数	177	190	195	209	219	233
合計		59,963	68,193	63,123	76,062	81,102	84,167

3 負担軽減サービス等

単位:千円／年度

		実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
負担軽減サービス等		193,216	212,941	221,152	222,084	226,137	239,960
特定入所者介護サービス		111,719	115,657	122,608	116,070	114,880	121,902
高額介護サービス		69,178	80,962	82,465	87,705	91,723	97,329
高額医療合算介護サービス		9,961	13,755	13,728	15,488	16,462	17,468
算定対象審査支払手数料		2,358	2,567	2,351	2,821	3,073	3,261

4 総給付費

単位:千円／年度

		実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
合計		3,009,586	3,224,718	3,378,672	3,657,763	3,887,230	4,142,765
介護サービス		2,756,407	2,943,584	3,094,397	3,359,617	3,579,991	3,818,638
介護予防サービス		59,963	68,193	63,123	76,062	81,102	84,167
負担軽減サービス等		193,216	212,941	221,152	222,084	226,137	239,960

(参考)

単位:人、件

		実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
高齢者人口		13,755	16,553	16,993	17,271	17,519	17,803
要介護・要支援認定者数		2,026	2,160	2,292	2,385	2,533	2,692
介護認定調査件数		2,081	1,920	966	2,200	2,250	2,300
介護認定審査会開催数		84	84	84	84	84	84

第2節 適正なサービス利用・提供の推進

施 策

- 1 適正なサービス利用の推進
- 2 介護サービスの質の向上

1 適正なサービス利用の推進

現状と課題

- 市では、介護給付を必要とする受給者の適切な認定や、受給者が真に必要な過不足のないサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築していくことを目的として、介護給付適正化事業を実施しています。
- 第7期においては介護給付適正化事業として国が示す主要5事業のうち、介護給付費通知以外の事業を実施しました。各事業で行った点検では著しく不適正な給付の事例は見られておらず、また、受給者1人当たりの給付費額についても国、県と比較して大きな乖離は見られていないことから、事業者によるサービスの適正な提供が行われていると捉えています。

今後の主な取組

- 第8期においては、介護給付適正化事業として国が示している主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、介護給付費通知、縦覧点検・医療情報との突合）を、次のとおり実施します。

（1）要介護認定の適正化

- 指定居宅介護支援事業所などに委託して実施した区分変更申請及び更新申請に係る認定調査結果について、選択肢の判断基準や特記事項の記載内容などを点検します。

（2）ケアプランの点検

- 市内居宅介護支援事業所などの介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、点検及び支援を行います。

（3）住宅改修の点検

- 改修工事を行おうとする受給者宅の竣工写真の確認や工事見積書の点検、また必要により訪問調査を行い、施工状況などを点検します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

①縦覧点検

○受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行い、請求内容の誤りなどを早期に発見して適切な処置を行います。

②医療情報との突合

○受給者の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除などを図ります。

(5) 介護給付費通知

○保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況などについて通知し、適切なサービスの利用の普及啓発や、適正な請求に向けた抑制を図ります。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
要介護認定の適正化	件	251 (全件)	171 (全件)	20 (全件)	全件	全件	全件
ケアプランの点検	事業所	14 (全事業所)	15 (全事業所)	15 (全事業所)	全事業所	全事業所	全事業所
住宅改修の点検	件	129 (全件)	181 (全件)	130 (全件)	全件	全件	全件
介護給付費通知	—	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施
縦覧点検・医療情報との突合	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 介護サービスの質の向上

現状と課題

- 介護職員の不足は全国的な課題となっており、市においても介護人材の不足は顕著となっています。また、介護施設においては若い職員の離職も多くなっており、職員の安定的確保が課題となっています。
- 利用者からサービスに関する相談や苦情などが寄せられており、必要な案内や事業者への調査・指導を随時行っています。

今後の主な取組

（１）事業者・従業者の支援

- 介護分野での人材不足解消のため、市内介護事業所に就労する介護職員の資格取得の助成事業を拡充し、これまで行ってきた介護職員初任者研修の受講費用の一部助成に加え、介護職員実務者研修の受講費用の一部助成を実施します。
- 度重なる制度改正により介護保険制度が複雑になっており、サービスを提供している事業所からの相談も増加傾向にあることから、介護人材不足の問題も含め、事業者への支援を検討していきます。

（２）事業者の指定

- 地域密着型サービスなどの公募による事業者の選定については、介護保険サービス事業者等選定審査会により、審査を行い適切に事業者の選定を行います。

（３）事業所の指導・監査

- 介護サービスの質の向上と、事業運営が健全かつ円滑に行われるよう支援することを目的として、介護保険法の規定に基づき介護サービス事業者に対して指導・監査を実施します。主に地域密着型サービス事業者や居宅介護支援事業者を中心に、個別に事業者に対して指導を行う実地指導と、事業者を集めて制度についての説明などを行う集団指導を実施します。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
研修費用の助成	件	1	2	2	5	5	5
実地指導	件	8	10	8	10	10	10
集団指導	回	1	0	1	1	1	1

第3節 健全な介護保険会計の運営

施策	1 介護保険事業費の見込み
	2 介護保険の費用負担（財源構成）
	3 介護保険料の設定

1 介護保険事業費の見込み

現状と課題

- 要介護・要支援の認定を受けた人が介護サービスなどを利用したときにかかる費用については、利用者の自己負担を除き、保険者（市）から事業者へ介護保険給付という形で支払いが行われます。この介護保険給付費は、要介護認定者などの増加に伴い、年々増加しており、令和元年度では、約32億円となっています。
- 地域包括支援センターや高齢者在宅福祉事業など第1章から第3章に記載している事業については、地域支援事業として位置付けられています。その費用額は、令和元年度では、約2億円となっています。

今後の見込み

- 第8期計画において、3年間にかかる事業費の総額は、介護給付費が約116億8,700万円、地域支援事業費が約8億3,000万円と見込まれます。
- 高齢化の進展により、要介護認定者などの増加も見込まれることから、今後も増加傾向が長期的に続くものと想定されます。

■介護保険給付費の見込み（決算ベース）

（単位：千円）

区分	2021	2022	2023	合計
介護サービス費	3,359,617	3,579,991	3,818,638	10,758,246
介護予防サービス費	76,062	81,102	84,167	241,331
負担軽減サービス費など	222,084	226,137	239,960	688,181
合計	3,657,763	3,887,230	4,142,765	11,687,758

※ 60～61ページにサービスごとの内訳を記載しています。

■地域支援事業費の見込み（決算ベース）

（単位：千円）

区分	2021	2022	2023	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	112,196	118,918	126,625	357,739
包括的支援事業・任意事業費	135,515	165,624	171,679	472,818
合計	247,711	284,542	298,304	830,557

2 介護保険の費用負担（財源構成）

今後の見込み

- 介護保険事業に係る費用負担については、法律等により下表のとおりそれぞれの負担割合が定められています。
- 原則、公費50%、介護保険料50%として財源が構成されていますが、国の調整交付金（75歳以上の高齢者や低所得の高齢者が多い自治体ほど多く交付されるもの）について、白井市は交付の対象とされていないことから、第1号被保険者の負担割合は28%となります。
- 第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料については、健康保険組合等が保険料を徴収し、社会保険診療報酬支払基金がそれを取りまとめ、市町村などの保険者に対し交付するものとなっています。

■介護保険給付費・地域支援事業費の財源構成

区分		公 費			介護保険料		国調整交付金
		国	県	市	2号被保険者 (社保基金)	1号被保険者 (65歳以上)	
介護 保険 給付	居宅サービス 地域密着型サービス	20.0%	12.5%	12.5%	27.0%	28.0% (23.0%)	0% (5%)
	施設・居住系サービス	15.0%	17.5%	12.5%	27.0%	28.0% (23.0%)	0% (5%)
地域 支援 事業	介護予防・日常生活支援 総合事業	20.0%	12.5%	12.5%	27.0%	28.0% (23.0%)	0% (5%)
	包括的支援事業 ・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%	—	23.0%	—

※（ ）は国調整交付金5%が交付される場合。

- 国は、消費税率10%への引上げに伴い、市民税非課税世帯全体を対象に公費負担による介護保険料の軽減の拡充を実施しています。
- このほかに、市では独自の低所得者対策として、低所得者の負担を軽減するため、保険料率を国の基準よりも低く設定しています。

■国による低所得者保険料軽減対策（基準額に乗じる介護保険料率）

所得段階	国の基準	白井市	公費負担による減額後		
			国の基準	白井市	軽減幅
第1段階	0.50	0.50	0.30	0.30	-0.20
第2段階	0.75	0.60	0.50	0.35	-0.25
第3段階	0.75	0.65	0.70	0.60	-0.05

※所得段階及び保険料率から計算される保険料年額は、68ページを参照。

3 介護保険料の設定

現状と課題

- 介護保険料は、3年の計画期間に利用すると見込まれるサービス量を計算し、そこから必要な給付費額を算出し、これを65歳以上の第1号被保険者数で割り返すことで、1人当たりの基準額（月額）を算定します。
- 第7期の白井市の介護保険料は、月額4,600円となっており、全国平均5,869円、県平均5,265円から見ても低く設定されていました。これは要介護・要支援認定率が低いことで、介護サービスの利用量が抑えられていることが要因と分析していますが、これも市民一人一人の健康意識の高さやウォーキング・体操など介護予防への取り組みによるものと考えられます。

今後の見込み

（1）第1号被保険者の介護保険料基準額

- 第8期計画における第1号被保険者の介護保険料は、4,600円（基準月額）に設定します。基準額の積算過程は、下表のとおりです。

項 目	見込額	備 考
① 介護給付費見込額	11,687百万円	介護保険給付に係る費用3年分
② 地域支援事業費	830百万円	地域支援事業に係る費用3年分
③ 第1号被保険者負担金相当額	3,481百万円	第1号被保険者の保険料負担割合 (①+②) × 28% (②の一部は23%)
④ 基金繰入金	400百万円	介護給付費等準備基金からの繰入金
⑤ 繰越金等	28百万円	前年度から繰越される保険料の剰余金など
⑥ 保険料収納予定額	3,053百万円	③ - ④ - ⑤
⑦ 第1号被保険者保険料予定収納率	98%	保険料の収納率
⑧ 所得段階別補正後被保険者数	56,446人	所得区分により換算した3年間の65歳以上人口
⑨ 第1号被保険者保険料年額	55,200円	⑥ × ⑦ ÷ ⑧ 100円未満切捨て ※所得段階に応じた計算 (標準月額 4,600円) をしています。

（2）介護給付費等準備基金の活用

- 市では、介護保険事業の健全な財政運営を図るため、第1号被保険者の介護保険料の剰余金を介護給付費等準備基金として積み立てており、令和2年度末残額は約8億4千万円となる見込みです。
- この基金の運用について、国は「次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である。」と示しつつも、その運用は保険者に委ねています。これを踏まえ、介護給付費等準備基金については、次期計画での保険料上昇を抑制するために活用することとします。

(3) 所得に応じた適正な負担

- 介護保険料は、所得の低い人の負担が大きくなるように、また、所得に応じた負担となるように、本人と世帯の課税状況や所得に応じ段階的に設定されます。
- 国は、標準段階を9段階として定めていますが、市では一番所得の高い第9段階を多段階化し、全体を12段階に設定しています。

(4) 第1号被保険者介護保険料

■第8期の保険料段階と保険料額

段階設定	対象者			保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）			基準額×0.30 (基準額×0.50)	16,560 円 (27,600 円)
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	前年の 公的年金等収入と 合計所得金額の 合計が	80 万円以下の人	基準額×0.35 (基準額×0.60)	19,320 円 (33,120 円)
第3段階			80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.60 (基準額×0.65)	33,120 円 (35,880 円)
第4段階			120 万円超の人	基準額×0.85	46,920 円
第5段階	本人が 市民税非課税 (世帯に課税 者がある)		80 万円以下の人	基準額×1.00	55,200 円
第6段階	本人が 市民税課税	前年の 合計所得金額が	80 万円超の人	基準額×1.20	66,240 円
第7段階			120 万円未満の人	基準額×1.30	71,760 円
第8段階			120 万円以上 210 万円未満の人	基準額×1.50	82,800 円
第9段階			210 万円以上 320 万円未満の人	基準額×1.70	93,840 円
第10段階			320 万円以上 400 万円未満の人	基準額×1.80	99,360 円
第11段階			400 万円以上 600 万円未満の人	基準額×1.90	104,880 円
第12段階			600 万円以上 800 万円未満の人	基準額×2.00	110,400 円
			800 万円以上の人		

※（ ）は公費負担による軽減前の額です。

※基準額は、第5段階の年額 55,200 円（月額 4,600 円）です。

※第1段階から第5段階の合計所得金額については、公的年金等に係る雑所得金額を控除して得た額となります。

※土地等の譲渡所得があった場合は、特別控除後の金額となります。

※国の基準所得金額の見直しにより、第7～9段階の所得金額が変更されています。(200→210、300→320)

(5) 将来の第1号被保険者介護保険料の見込み

- サービス利用量は今後も増加し、介護保険料収納必要額も上昇していくことが見込まれます。第9期の介護保険料について、第8期計画の介護保険料算定と同様の試算を行った場合、介護保険料の基準月額は、5千円以上になると予測されます。

第4節 持続可能な事業運営に向けて

施策

1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

現状と課題

- 国は、市町村に対し、施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、評価を行うことを求めています。市では、数値指標の進捗管理のほか、国の地域包括ケア「見える化システム」を活用し、周辺市との状況を比較するなど市の置かれている状況を把握しながら、今後の事業展開を検討しています。
- 今後は、後期高齢者数の伸びを念頭に置きながら、要介護認定者を増やさないよう、介護予防の取り組みや地域包括ケアシステムを推進する取り組みに力をいれていく必要があります。

今後の主な取組

- 市は、数値指標の進捗管理や「見える化システム」を活用した周辺市との状況比較などにより、市の置かれている状況を把握するとともに、介護保険運営協議会への報告やホームページによる公表を行っていきます。
- 介護保険運営協議会を開催し、市民・事業者・専門家といった様々な立場から、介護保険事業の運営や計画の策定、地域密着型サービスの調整を議論し、より良い介護サービスの推進に努めます。
- 国による介護保険制度改正の対応や地域共生社会の構築など、今後の高齢者福祉を支える取り組みについて、随時、検討を進めていきます。
- 市は、千葉ニュータウンとして開発が進み、人口が急激に増加してきましたが、そこから40年が経ち、現在は急速な高齢化を迎えている状況です。集合住宅におけるエレベーター問題や、高齢者の移動支援の問題、高齢者の介護予防や社会参加といった問題は、短期間で簡単に解決できるものではないため、他部局や市民、事業者などと連携しながら一步一步解決につながるよう取り組んでいきます。

数 値 指 標	単位	実績			見込み		
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
介護保険運営協議会への報告	回	1	1	1	1	1	1
ホームページによる公表	回	1	1	1	1	1	1
介護保険運営協議会開催数	回	1	1	3	2	3	5



第3編 資料編

策定過程

本計画は次の過程で策定されました。

時期	実施事項	内容
令和元年 11月22日	介護保険運営協議会	○第8期白井市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定に係るア ンケート調査について
令和2年 1月17日から 2月12日まで	アンケート調査	○介護予防・日常生活圏域ニーズ 調査（一般高齢者調査） ○在宅介護実態調査 （要介護高齢者調査） ○介護人材実態調査 （事業所調査）
3月	介護事業所ヒアリング （中止）	○市内の全介護事業所を訪問し、 ヒアリングを行うもの。 ※新型コロナウイルス感染症の拡 大により中止
8月26日	介護保険運営協議会 （書面会議）	○第8期白井市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定に係るア ンケート調査結果について ○アンケートなどから見えてくる 課題・ポイントについて
10月20日	介護保険運営協議会	○第8期白井市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（素案）につ いて
12月21日	介護保険運営協議会	○第8期白井市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（案）につい て
令和3年 1月15日から 1月29日まで	パブリック・コメント	○第8期白井市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（案）につい て
3月	介護保険運営協議会 （書面報告）	○パブリック・コメントによる市 の対応について
3月	計画の策定	

第8期 令和3年度～令和5年度（2021～2023）

白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

**目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン
～地域で支える高齢化～**

編集・発行：白井市 福祉部 高齢者福祉課

〒270-1492 千葉県白井市復1123番地

T E L 047-497-3473

M A I L kaigo-hoken@city.shiroi.chiba.jp

ホームページ <https://www.city.shiroi.chiba.jp/>



白 井 市
Shiroy City